

己亥叢說

上卷

102488-001-3

187-21

己亥叢說

井上 頼圀/著

上

M32

EAH-0031



例言

一本書は、今年、家翁の六十一歳になれるを以て、舊友、門人などの諸氏が、還暦の賀筵を、江東中村樓にて、開かれむとせらるゝ由を聞き、いと嬉しくいと悦しければ、來會せられたる方々、または、贈品せられたる人々に、其の厚意の萬一を報いむが爲、今回、編輯せしものなり。

一本書を、己亥叢説と題せし所以は、家翁が生年の干支と、今年のこと同じくして、すなはち、還暦の理數に適へばあり。

一家翁の起稿せるもの、此の外なほ多かれど、そは、本書印刷の、紙數と日限とに關する事なれば、他日に譲りて省けるあり。

一本書出版につきては、逸見仲三郎、神崎一作、田邊勝哉等の三氏、專其の事に預られ、また、賀筵會首唱者の諸氏、及、書肆吉川半七氏等

大に裨補せられたりよりて茲に聊か謝辭を述ぶ。
一本書の印刷、賀筵の日限に迫れるが爲、自然校正の至らざる所も
ありぬべし、讀者乞ふ之を諒せられよ。

明治三十二年三月廿八日

編輯者 識

己亥叢說上の卷

目次

後宮略考

緒言

- 第一 太皇太后皇太后皇太妃皇太夫人等の事
- 第二 皇后中宮の事
- 第三 皇妃皇夫人嬪女御更衣御息所等の事
- 第四 御實母御準母准三宮等の事
- 第五 院號及宣旨等の事

南山雜攷

- 南朝四帝の事
- 後村上天皇御即位の事
- 興國改元の事

後龜山院天皇崩御の事

後龜山院天皇東宮の事

小倉宮は後龜山院天皇の御孫なる事

典籍雜攷

續神皇正統記

歷代編年集成

蛙鈔

都記

内裏儀式

歷代皇記

一代要記

南朝公卿補任

典籍秦鏡

古事記

皇胤紹運錄

己亥叢說上の卷目次終

己亥叢說上の卷

井上頼囿稿

男井上頼文

同吉岡頼教

同輯

後宮略考

緒言

儀式を按ずるに、立皇后儀を天皇即位儀の下、立皇太子儀の上に列せり。然して其の儀式の文に云はく、前一日太政官召式部省仰可令集會刀禰之狀、當日早朝中務省置宣命版於尋常版北、式部丞錄率史生省掌等、於建禮門前庭、東西相分列立刀禰于時閣内、大臣、喚舍人、如常親王以下應召、左右相分參入。五位已上在承明門内、六位已下在同門外式部錄稱容止如常、訖宣命、大夫進就版、宣制云々云へり。また、皇室典範を按ずるに、皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ、詔書ヲ以テ之ヲ公布スこあ

り。以て坤位冊立の儀古今之を重しとするを知るべし。
 皇室典範義解第三章第六條註に、恭デ按スルニ立后ノ事ハ、神武天皇以來
 歷世ノ帝紀ニ載セタリ。而シテ立后ノ詔ハ、始メテ聖武天皇紀ニ見
 ヲ。其ノ宣命ニ謂ヘルコトアリ。天下ノ政ニ於キテ、獨知ルベキ物ニ
 アラズ。必モ後ノ政アルベシ。此ハ事立ツニアラズ。天ニ日月アルゴ
 ト、地ニ山川アルゴト、並坐テ在ルベシト云フコトハ、汝等王臣等ノ
 明ニ見知レルコトアリ云々。此ノ詔命ハ、坤位冊立ノ義ヲ表スルニ
 於テ、事理昭明更ニ贊辭ヲ須井ザル者ナリ。本條ニ立后ノ大禮必詔
 書ヲ以テ公布スルコトヲ定ムルハ、先王ノ典故ヲ重シ、且中古以來
 中宮准后ノ設アリ。從テ冊立ノ儀ヲ缺クコトアルハ、將來ニ依ルベ
 キノ模範ト爲スベカラザルコトヲ明ニスルナリ。此の義解
 や、素より詔書ヲ以テ之ヲ公布ス。とある本文に係る義解のみなれ
 ば、之を以て歷朝の狀況を推知し得べきにあらざるなり。
 抑神武天皇以降、元正天皇の朝まで、立后の詔書あらざるものは、皇

親、または神子を撰びて、入内在らせられて、臣下の女を以てせられ
 つる事決めてなかりし故に、語を換へて之を云へば、系統及地位に餘
 りの懸隔なきを以て、殊更に宣命を下し給はざりしなり。之を儀式
 といまだ整頓せざる時代なる故なり。然るに、聖武天皇の朝に至り、淡海
 とする者は、甚其情を盡さざるなり。
 公藤原不比等の女安宿媛光明皇后を立て給へり。

これ臣下の女を以て、坤位に在らしめられし最首にして、即之を換
 言すれば、君臣上下の懸隔あるを以て、特に詔書を下して、天下公衆
 に告示せさせ給ふ所以なり。
 以て坤位冊立の詔書は、元正天皇の朝以前にあらざりし理由を明
 かにし、將來立后の大禮に於て、詔書をして公布せられむとする本
 據は、聖武天皇の朝より起因せしに、外あらざる事を知るべし。
 中世以來は、皇宮中宮を並べおかれ、或は立后の事なかりし時もある
 りて、將來に依るべき模範と爲すべからざることは、素より然るべ
 きこと勿論なれど、も要するに歷朝の狀況を詳にするにあらざれ

ば、果して將來の模範と爲すべきや否やを確認すること能はざるなり。

是に於て予は大に嘆ずる所ありて、普く古今の史籍に徴證して、本考を編述し、將來に坤位冊立の禮典儀式を整頓せられむとする參資に供せむとす。即此の目次を分ちて左の五章とす。

- 第一 太皇太后皇太后皇太妃皇太夫人等の事
- 第二 皇后中宮の事

第三 皇妃皇夫人嬪女御更衣御息所等の事

第四 御實母御養母御準母准三宮等の事

第五 院號及宣旨等の事

然れども、或は猶盡さざる所もおほかるべし。識者乞ふ幸に大成せられむことを。

- 第一 太皇太后 皇太后 皇太妃 皇太夫人

上古は至尊の御祖母、又御母を、皇祖母命と稱せり。そは日本紀、天智

天皇三年六月、島皇祖母命薨とあり。こは押坂彦人大兄の妃、糠手皇女にして、天智天皇の御祖母なり。又御母をも皇祖母尊と稱し。そは、同紀皇極天皇二年九月、吉備島皇祖母命薨とあり。此は茅渟王の妃、吉備姫王にして、皇極天皇の御母なり。然して皇祖母を、日本紀の舊訓に、爪メアアオヤとあれども、下の皇太夫人の條に引く、續日本紀神龜元年三月の詔によりて、オホミオヤト訓む方然るべし。また日本紀孝德天皇大化元年の下に、皇姉皇極天皇を皇祖母尊と稱へまつられしは、後世の太上天皇の如き意味にて、此天皇より天位を承けまし、故に、御母に擬せられて、斯の如き尊號を上られしなるべし。但し此は令制の外あり。皇祖母を令制には、太皇太后と稱せり。太皇太后は、宮子媛に始りて藤原多子まで、十五柱ましませり。内親王四柱、橘氏一柱、藤原氏八柱、追尊せられしは、藤原氏一柱、高野氏一柱。此の多子の後は、史書中に、太皇太后の尊號所見なし。皇母を皇太后と稱し、妃は皇太妃、夫人は皇太夫人と稱せり。令義解

公式に、皇太后(謂天子母登后位者爲皇太后居妃位者爲太皇太妃居夫人位者爲皇太夫人也)とありて、オホミオヤと訓むべし。然るは續日本紀に、神龜元年三月辛巳左大臣長屋王等言、伏見二月四日勅藤原夫人天下皆稱太夫人者、臣等謹檢公式令云、皇太夫人欲依勅號應失皇字、欲順令文恐作違勅、不知所定、伏聽進止。詔曰、宜文則皇太夫人、語則大御祖、追收先勅、頒下後號と見えたり。皇太后は、安宿媛(光明皇后)に始り、英照皇太后に至るまで、三十一柱ましませり。内親王五柱、女王一柱、橘氏一柱、平氏一柱、藤原氏廿三柱、追尊せられしは、十八柱ましませり。源氏三柱、紀氏一柱、藤原氏十三柱、高野氏一柱、また皇太妃は、正史に其の人を指して稱し、事見えず。續日本紀大寶元年七月壬辰に、皇太妃阿閉皇女後諡元明天皇と見ゆ。皇太夫人は、天皇御即位の後、御生母を尊みて、夫人女御を以て、皇太夫人と爲したまへり。醍醐天皇の御生母藤原胤子を追尊して、皇太后と爲したまひしより、皇太夫人の尊號は廢絶せり。但し此より以前、光仁天皇の御

生母紀椽姫を、皇太后と追尊したまひしより、藤原胤子まで六柱ましましたれど、猶皇太夫人の尊號は絶えざりしを、此の時より後は聞ゆることなし。皇太夫人は、藤原宮子媛より始りて、藤原温子まで九柱ましませり。王女一柱、藤原氏五柱、高野氏一柱、追尊せられしは、(當麻氏一柱ましませり)令以後三后(また三宮とも稱す)太皇太后、皇太后、皇后を云ふなり。の制定まりより、一種の官職の如く、太皇太后、皇太后、竝立てまします時は、御生母を皇太后と爲したまふ事能はず。皇太夫人と爲して、中宮と稱せらる。文德天皇嘉祥三年御即位、御母藤原順子に尊號を奉りたまふ時、太皇太后皇太后竝おはし、故に、皇太夫人と爲したまひ、同年太皇太后崩御の後、齊衡元年皇太后を太皇太后宮と爲し、御母の皇太夫人を皇太后宮と爲したまひしを始め、次々此の例あり。然して此の中宮を、皇太夫人の異稱と爲られし事は、聖武天皇に始り、延喜の頃まで史籍に見えたり。聖武天皇御生母夫人藤原宮子媛を御即位の後、皇太夫人と尊號を奉られ

しを以ても、臣列の女の皇后と爲り、皇太后と爲させらるゝ事の無かりしは明なりなほ中宮の條を併せ見て知るべし。

第二 皇后 中宮

上古は、皇后をオホキサキ太后と稱し、又キサキキサキ、ミメミメとも稱せり。キサキキサキ、ミメミメの事は、第三章に云ふべし。そは古事記神武天皇の條に、求爲太后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三島湟ウラハ之女、名勢夜多々良比賣、其容姿麗美、故美和之、大物主神見感而云々、即娶其美人、生子、名謂富登多々良伊須々岐比賣、命云々、故是以謂神御子也。こあるを始め比波須比賣命垂仁天皇の皇后、息長帶比賣命仲夏天皇の皇后、石之比賣命仁德天皇の皇后、忍坂大中比賣命允恭天皇の皇后、長田大郎女安康天皇の皇后、若日下部王雄略天皇の皇后、皆太后とあり。殊に日本紀は、皇后に坐しまさざる妃をも、皇后と記す例なるのみならず、立古人大兄皇子女、倭姫王爲皇后とさへ記しつゝ、九年十月東宮天武天皇の御詔に、請奉洪業付屬太后倭姫王とあるは、原文のまゝと聞えて、上古命以前は、總て太后と稱

し、事明けし。此の他萬葉集卷二に、倭姫女王天智天皇の皇后、持統天皇武天皇の皇后を太后とあるをも合せ見て思ひ定むべし。但し聖德法王帝説に、鬼前太后、神前太后、また吉多斯比彌乃彌已等爲太后とある類の太后は潤色なれば、此所に云ふ太后とは別なり。然して後、聖武天皇の朝まで、皇后は皇親、又は神子より立て、臣下の女を立てられしことなし。そは續日本紀の神龜六年八月、淡海公不比の女、安宿媛光明を立てたまへる詔詞に、藤原夫人乎、皇后止定賜云々、加爾加久爾年乃六年乎、試賜使賜耳、此皇后位乎、授賜然毛、朕時乃未不有、難波高津宮御宇、大鷦鷯天皇仁德、葛城曾豆比古女、伊波乃比賣命、皇后止御相坐而食國天下之政治、賜行賜家利、今米豆良可爾、新政者不有、由利、行來迹事會止、詔勅聞宣とある。此の今米豆良可爾、新政者不有と宣へるは、實にいと珍しく新しき御政にして、まづ其の先例に擧げたまへる伊波乃比賣命は、矢野玄道翁の説に、此の比賣命は、日本紀にては五世王にまじり、古事記にては四世王に當れ、ば、正しく臣

列とは定めがたし。令制には、五世王は、皇親の限に非ざれども、其後五世王を皇親と爲し、又令制に復したる等の沿革あり。令制前の事は、確乎たる明文なければなり。とあり。今按ふに、神功皇后も、開化天皇の五世王にますを合考へても、臣下の列には坐ざる事を知るべきなり。橘守部は、履中、反正、允恭、三帝の御生母に坐すゆゑ、追尊皇后なるべしと云へり。孝昭天皇、孝靈天皇、孝元天皇、開化天皇の、皇后の臣下より立てられたりとせるは、本居豊穎氏は、日本紀の撰者が潤師に出しならむと云はれ、飯田武郷氏は、藤原氏の改竄ならむと云はれしをも思ひ合すべし。此の二氏の説は、皇典講究所講演、大八洲會雜誌等に見ゆなほ按ふに、此の四后、何れも其の生みたまへる皇子、天位に即きましつれば、或は追尊して潤飾せしにもあるべし。扱上の詔勅の下文に、今勅御事イマノミコト法者ホウシャ、常事トコニ爾波不有ニハナク、武都事ムツノコト止トドマシ、思坐オモイカサ故コト猶ナラバ在アリ倍ツヨク伎カキ物モノ爾ニ有リ也ナリ止トドマシ思行オモイユク之ノ臣ミコト大御物オホミモノ賜タマハ久キウ止トドマシ宣ノボとあるは、詔詞解に云へる如く、今皇后を立てたまふにつきて、かく委細しき事状を詔

り聞かせたまふは、普通の例の事にあらず、殊に汝等を親みみて、詔りきかせ給ふに就きて、祿を賜ふとあり。如此懇に諭詔し給へる上に、祿さへ賜ひて、人心を攬りたまへるを以ても、前代未聞の事にして、其難かりし事思ひ知られたり。

嫡妻を皇后と稱し、又中宮とも稱せり。皇后は、聖武天皇の朝まで、臣列の女を立てられざりし事、上に云へるが如し。此の時より始めて、皇后、中宮、並せて五十七柱ましませり。内親王十一柱、女王一柱、橘氏一柱、平氏一柱、源氏一柱、藤原四十柱、追尊皇后は、平城天皇の妃藤原帶子と、淳和天皇の妃高志内親親王の二柱なり。また仁孝天皇の女御藤原繫子は、新皇嘉門院の號を上られし後、皇后を贈られたまへり。此は後に典侍等に院號を宣下せられしに依りて、其列ならざるを明らかにせられしなり。然して、皇后をまた中宮とも稱せり。抑、中宮の名は、職員令に、中宮職ありて、義解に、謂皇后宮。其太皇太后、皇太后、亦自中宮也と見え、中右記の長承三年の明法勘文に、帝祖母謂太

皇太后宮、母謂皇太后、帝妻謂皇后。總名中宮とあり。然れば、皇后、中宮も全く同じ。また漢書、顔師古注にも、中宮は皇后宮也と云へり。然るに、一條天皇の御時、藤原道隆の女定子を皇后とし、後又道長の女彰子入内ありて、之を中宮とせらる。是より二宮並立つ事と成れり。職原抄に、中宮は即ち皇后也。本朝並置、二宮太、無其謂。然而光仁、御宇、被置此職以來、代々並置云々と見ゆ。二宮を並置かるゝ事は、上に云へるが如く、一條天皇の朝に始れり。光仁天皇の朝此の職を置かるゝあるは誤あり。此職は、續日本紀天應元年五月に、桓武天皇の御生母高野太夫人の爲に、中宮職を始めて置かれしと起原なるべき。さて此の年四月に、光仁天皇は御讓位なりしを、卷首に天宗高紹天皇とあるに依りて、光仁御宇被置此職とは誤られしならむ。壺井義知翁の説に、中宮職は、桓武天皇天應元年五月に始まる。是親母高野皇太夫人の爲に置かれし也。中宮皇后相並ぶ事は、一條院の御宇に始まる。近衛院の後、獨中宮を置くに云へり。政事要略に引ける延暦九

年閏三月十四日外記別日記に、延暦八年十二月廿八日辰時、皇太夫人崩中宮とあり。是明證あり。近藤芳樹氏の職原抄標注の別記に、一條天皇の御代より御妻二人おはして、一を皇后と云ひ、一を中宮と云へり。さて古は、紫宸殿、仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿の五殿、及其左右諸殿舎を籠めて、南は建禮門、北は朔平門以内を、中宮と云ひしなり。續日本紀に、神龜元年正月戊辰、御中宮、宴五位以上。天平元年正月壬辰朔、宴群臣及内外命婦於中宮。同十二年正月丁巳、天皇御中宮閣門。天平寶字二年五月乙未、於中宮、安殿、請僧一百口、講仁王經とある。其證也。此中宮へは、著籍の人ならざれば、出入を許されず。故に禁中と云ふ。然れば、中宮は泛稱にして、天皇の御座所をも云へども、正しくは皇后宮の名目なり。天皇は、その禁中なる仁壽殿を御座所とし、清涼殿に、皇后は弘徽殿に移り給へるより、之に雙ぶ殿舎もあるに依りて、藤壺にも御妻の居給へるは、自然の勢にして、遂に中宮皇后

並坐す事にも至り、皇后は弘徽殿、中宮は藤壺を御坐所とし給へり。然れども、皇后、中宮、一時に立ち給へる例はある事なし。女御の第一なるを弘徽殿に居を給ひ、其後に又参り給ふ御方、執柄家に出でたまへば、自ら女御にては、擱き難き故に、藤壺に居て中宮となしたまへる也と云へり。以上要を摘て擧げたり。また谷森善臣氏の説にも、中宮、皇后、竝置く事は、聖武天皇の御代に始まり、又桓武天皇の御代にも見えたれども、後世の如く、妻后を並立て給ふとは異なり。中元正天皇紀養老七年正月丙子天皇御中宮云々、壬午饗四位以下主典以上、於中宮、聖武天皇紀神龜四年十月癸酉御中宮、爲皇子誕生、赦天下大辟罪以下、又賜百官人等物及天下與皇子同日産者、布一端綿二屯稻廿束、甲戌王臣以下、至左右、大舍人、兵衛、授刀舍人、中宮、舍人、太政大臣、資人、女孀、賜祿各有差と見ゆ。此中宮は、聖武天皇の御母宮子媛太夫人の御座を申す也。又天平元年八月癸亥天皇御大極殿詔曰、中中宮職舍人諸司長上及史生、各布二端とあり。上文に職字無きは、脱

落に似たれど、然らず、其職を置く者は、蓋し聖武天皇天平中の事なるべし。故に其の以前は、中宮の稱あれども、中宮職と云ふ官はなかりし也。然るに令文に、中宮職の稱ある者は、桓武天皇の御代、律令を刊修せしめ給ひし時に改められたるなるべし。扱中世女御の稱盛になり、仁明、文德、清和、光孝、宇多等の御代には、皇后を立給はず。醍醐天皇に至り、藤原穩子を立て、中宮となし給へり。是より當代の妻后を中宮と申す事始れり。後に一條天皇の御代より、妻后を並立て給ふ事と成れり。又大日本史に、中宮之號、古通太皇太后、皇太后、皇后三宮、而中葉以還、獨爲皇后、別稱、及一條帝之立中宮、以太皇太后昌子内親王皇太后、詮子二宮、竝存、故改圓融中宮、遵子稱皇后、然是特一時之權宜、所以別其尊稱、而皇后之號、名與實乖、尋更册女彰子爲中宮、稱皇后、中宮禮數一與皇后無異、於是位號之尊、雖在皇后、而寵幸之渥、實歸中宮、爾後相沿、遂爲故事、其皇后、中宮、蒙院號者、亦昉于當時、其他或有非二宮而授院號、或准三宮者、とあり。さて當時尊號は、恰も一種の官

職の如くになれりしかば、御母を太皇太后とせられし事あり。そは
 嵯峨天皇の皇后嘉智子は、仁明天皇の御母なるを、嵯峨天皇、皇弟淳
 和天皇に讓位の後、皇太后と爲られ、淳和天皇、皇姪仁明天皇に讓位
 の後、太皇太后と爲させたまひ、朱雀村上兩帝の御母穩子も、朱雀天
 皇即位、皇太后とせられ、皇弟村上帝即位、太皇太后と爲させ給へり。
 冷泉、圓融兩帝の御母安子も此例なり。また後冷泉院天皇は、三后を
 立てたまはむが爲に、初の中宮章子内親王を皇太后と爲させ給ひ
 事は、一時の權宜なるべきも、甚く異例と云ふべし。なほ、至尊に
 配したまはざる皇后、門院等もあれど、そは下に云ふを見るべし。ま
 た鳥羽院天皇は、崇徳天皇に御讓位の後、太上天皇にて院中におは
 し坐し、に、長承二年入内ありし女御子泰を准后とせられ、尋で皇后
 に立てられしは、太上天皇の御配を皇后とせられしにて、これも異
 例と謂へし。

第三 皇妃 皇夫人 嬪 女御 更衣 御息所

往古は、後宮をキサキと稱し、或はまたミメとも稱したり。然して必
 しも一柱には限らざりし事なり。これ蓋し後世に所謂妃、夫人、嬪、女
 御等の稱號、相分るゝに至れる原由なるべし。其は古事記傳の倭建
 命の段に、(因に云ふ、古事記、日本紀とも)、此の命には、凡て天皇と
 同じき書法を用ゐたり。弟橘比賣命を其后とありて、又次に、坐倭后云
 々とあるは、橘比賣をも、倭に坐すをも、共に后と申せるなり。また殊
 に、等字あるを以ても、一柱に限らざりしを知るべし。さて日本紀反正
 天皇の卷に、皇夫人、また夫人、敏達天皇の卷にも、夫人とあり。これら
 をキサキとよめるは、古にかなへる訓なり。字鏡にも、嬪は妃也、支佐
 支とあり。(字鏡集、また、類聚名義抄にも、キサキとあり。また神代紀に
 妃、仁賢天皇紀に、夫人、履中天皇の紀に、嬪、雄略天皇の紀に、女御とあ
 り。然れば、后、妃、夫人、嬪、女御、竝にキサキ、また、ミメと稱へし事明なり。
 妃は、令に二員、右四品以上と見えて、皇親より納れらるゝを本義と
 せり。職員令集解に、古記云、禮記云、天子之妃曰后、今法用妃以下皆爲

妾也、朱云妃二員謂皇后之次妻也。凡妃夫人嬪者并皆天子之婦也。其高下者如文別也。見えたり。然るを後宮略解に、若以孫王及臣之女爲妃者更授品位とあるは信難し。臣下の女いかでか品位に陞るを得む。嵯峨天皇の御時、多治比高子、夫人より妃に陞り、其後從二位に進み、從一位を贈られたれば、品位にあらざるを思ふべし。然して天武天皇の、大田、大江、新田部の三皇女を妃と爲したまへるは、令條にいと能く合へりと云ふべし。但し此は、近江令に據りたまひしなるべし。弘文天皇の、十市皇女を妃と爲し、岡宮天皇草壁皇太子の阿閑皇女明を皇妃と爲したまへるも、亦此制に合へり。聖武天皇に及びて、藤原安宿媛を妃と爲られたるは、此の制に合はず。これ破格の最初と謂ふべし。之を要するに、妃を尊稱に用ゐ、皇夫人を中宮と稱し、尋で女御、更衣等の稱謂を創めしなど、皆古格を變替せむとする。外戚の方略に出でしあるべし。續日本紀天平寶字四年六月の下に、勝寶感神聖武皇帝儲貳之日納以爲妃時年十六とあり。此の文と、崩年六十と

に據て推せば、養元老年入内して妃となり給ひしなり。また夫人とせられし年月は、紀に明文なけれども、神龜四年十一月に、從三位藤原夫人と見えれば、妃より夫人に爲られし事なるべけれども、それは令制と大に違へり。此の他、桓武天皇の皇后、藤原乙牟漏も是と同じき事、同紀に見えたり。かゝれば、史上には、令制に合はざる妃も有りしことを知るべし。然れど、桓武天皇の夫人藤原旅子は、薨後に妃を贈りたまひし事、同紀延暦七年五月の下に見えれば、一は職の妃、一は尊稱の妃と、二様に別ちて見ざれば通じがたし。甚混はしきことありけり。字書に、太子之嫡室亦曰妃とも、衆妾之總稱ともあれど、こは本朝の常例には推しがたし。さて桓武天皇の朝に、女御更衣の稱始まりてより、妃は僅に十柱に充たざりしなり。そは桓武天皇の妃酒人内親王、平城天皇の妃朝原内親王、大宅内親王、嵯峨天皇の妃高津内親王、多治比高子此の高子は、前後の例に依れば、破格と云ふべし。淳和天皇の妃高志内親王、醍醐天皇の妃爲子内親王なりき。

但し此の他に、平城天皇の妃に藤原帶子あれど、こは太子之嫡室亦曰妃とある字義に據れる尊稱にして、眞の妃には非ず。後宮略解に、淳和天皇以高志内親王爲妃承和以來不立之とあるは誤なり。醍醐天皇の後は、圓融院天皇の妃尊子内親王のみにて、其の外は大方尊稱なり。然れば、延喜式中務式大膳式小野宮年中行事四月十條等に、妃、夫人、嬪、女御と見えたりども、當時は女御のみぞおはしたりける。夫人は、令に夫人三員右三位以上とありて、臣下より任さるゝなり。職員令集解に、古記云漢書云天子妾稱夫人とあり。此も天武天皇の御時藤原氏、蘇我氏等を夫人とせさせたまひしより、蓋し近江令に依られしなるべし。嵯峨天皇の御時藤原産子、藤原緒夏二柱を夫人と爲させたまひし後は、史籍に見ゆる事をし。但し上にも云へる延喜式、小野宮年中行事等には、夫人と云ふ名稱のみは見えたり。かくて夫人の事は、早く反正天皇紀に見えたりども、今は令制以後の沿革を主として云ふのみ、次の嬪女御等の條も之に倣へ。

嬪は、令に嬪四員右五位以上とあり。一代要記、天武天皇后宮の下に、檄媛を嬪と記せり。これ正しからば、此も近江令に依られしなるべし。是より後文武天皇の御代に、石川の二嬪あるのみにて、其の外は更に史籍に所見なく、唯其の名稱のみは、上條に引ける延喜式、小野宮年中行事等に見えたり。桃萼殘輝に、妃、夫人、嬪、是は、女御などの類也。故に職掌あきなりとあり。さもありぬべし。女御は、雄略天皇紀七年七月の條に、ミメと訓めり。河海抄に是女御の初也と見えたるを始め、本朝事始等に、雄略天皇七年求稚媛爲女御とあれど、此は只女御の文字の創見なるのみにて、字義は周禮天官に、女御掌御叙于王之燕寢と見え、岷江入楚に後漢書曰以脩内職爲后、正位宮闈、同體天皇八十一女御序于王之燕寢云々、女御比八十一元士也、足軒中院通勝卿云大唐の女御といふは、元士の位で、このほかさがりたる事なり。日本の女御は、又事の外賞翫を、后の次にする也云々とあり。又河海抄に、御入内有勅別當(如當代親王)上卿

奉勅給辨々仰史令書宣旨とあるを引き、なほ稱名院(三條西公條公)の説を擧げて、日本にはかくの如く、勅別當などをなされて、女御の數多くある事は、文徳天皇より云々と見えたり。女御の史籍に見えたるは、河海抄に引ける皇代記に、桓武天皇女御從三位橘御井子(一)要記と見え、續日本後紀承和三年八月の下に紀朝臣乙魚授從四位(二)下、柏原天皇(桓武)之女御也と見えたるを、さぞ始ありける。此より後、仁明文徳兩天皇の頃に至りては、妃、夫人等の稱は見ゆる事希にして、只女御の稱盛に爲れり。玉勝間に、そもく、後宮の御さだめ、古は皇后の次に、妃、次に嬪にて、女御といふは、日本紀の雄略御宇にこそ見えたり。其の後は聞えざりしを、仁明文徳の御世のころよりしては、妃、夫人など申すはをさく、聞えずして、たゞ皇后次に女御、その次は更衣にて、女御、女親王大臣の御女のなり給ひて、いにしへの妃、夫人にあたり云々、と云はれしは然る事なり。又岷江入楚に、いかにある親王攝家大臣の女も、直に后に成給ふ事はなし。先女御入内して

参り給ふなり。さて然るべき人は、やがて后にたつなり。是を中宮といふとあるをも思ひ合すべくなむ。然して相當の位階ありし、弄花抄に、女御は無位以上、二位三位にいたるまであるなりと見えたり。故に食封位田も、各自の位に従りて此を給ひ、其員の定もなかりしなるべし。桓武天皇の女御二柱、二代要記には猶一柱ませり。嵯峨天皇の女御二柱、淳和天皇の女御二柱、仁明天皇の女御二柱、ましく、しが、文徳天皇の御時には五柱、清和天皇の御時には十一柱ませり。二代要記には猶二柱ませり。女御を皇后に立させ給ふ事は、既に皇后竝に皇太后の下にも云へる如く、臣下の女を皇后に立てたまはざる舊例は、習慣となりて、至尊を生ませたまへる女御は、其皇子御即位の後、皇太夫人と爲したまひ、其の後、皇太后に立てさせたまへり。此は仁明天皇の女御藤原順子を、皇子文徳天皇御即位の御時、皇太夫人と爲られ、其の後、皇太后の尊號を上らせ給へるに據る。文徳天皇の女御藤原明子、清和天皇の女御藤原高子、光孝天皇の女御班

子女王等これと同例なるを、宇多天皇の女御藤原胤子は、醍醐天皇の御生母にましく、を醍醐天皇御即位の後、皇太后を贈りたまひしより已後、皇太夫人の號は止みたる事、上にも云へるが如し。但し此は、仁明天皇の女御藤原澤子は、光孝天皇の御生母にましく、しを、光孝天皇御即位の後、皇太后を贈らせたまひしに依らせたまへるあるべし。女御より、直に皇后に立てたまへるは、醍醐天皇の皇后藤原穩子を始とす。かくて此は、扶桑畧記、中右記などには、皇后とあれど、御産部類記、大鏡裏書等に中宮とあるに従ふべし。其は公卿補任、延長元年の條なる參議扶幹の下に、四月二十六日兼中宮太夫とある。此日は穩子立后の日なれば、中宮なりし事論なければなり。中宮を皇后と稱する事は、此の時に防れること、中宮の下にも云へり。然るを、圓融天皇の御代に始れる如く云へる説あるは誤なり。其は村上天皇の中宮藤原安子は、中右記、北山抄等にも中宮と見え、公卿補任にも、大納言高明十月廿七日兼中宮太夫と見えたり。さて史

に皇后とありても、實は中宮にませるが多かる事は、小右記天元五年三月十一日の下に、今日以女御從四位上藤原遵子立皇后とありつ、下文に以余被書出中后職司等とあるのみならず、廿三日の下に、以直講賀陽穀明令書中宮職印とあり。權記長保二年二月廿五日の下に、依召參御前仰云以皇后(圓融天皇の皇后遵子)爲皇太后以女御彰子爲皇后とありて、下には中宮とあり。中宮太夫もあり。中右記承久六年正月廿六日の下に、女御從三位藤原朝臣璋子可爲中宮由可令載宣命者とあり。又同記の此の時の宣命には、皇后と雖書除目被書中宮職也と注せり。此等凡て、其の實は中宮なるも、潤飾して皇后と稱せるなり。猶此の他も、同例多かれは、思ひ合せて曉るべし。女御を、皇后に立てたまふ事は、玉葉別記に、文治六年(建久元年)立后之事(院任秋子)四月廿六日己酉時、此日女御任子有冊命立后事、延喜大后穩日有立后待賢門院正月廿六日己酉又立去十五日兼宣旨(略)中及未刻人後日月叶延長例支干同承久跡可吉祥也々漸々參集、申刻左大臣參陣、以光綱仰宣命趣(其詞女御從三位藤原朝臣任子可中宮職可載宣

命者、宣命には中宮も皇后も只皇后と載也、然者此仰詞頗不審、小時奏宣也、然而永久例如此被仰也、是爲令知中宮之由歟、仍今度又如此、命草_略下とあり、以て冊立の概狀を知るべきなり、なほ下の宣旨の章を見合すべし。

太上天皇の女御は、三代實錄元慶三年三月七日丁酉停太上天皇和天女御從二位藤原多美子、從四位上嘉子女王、從四位上兼子女王、忠子女王、正四位下平朝臣寬子、從四位上源朝臣濟子、濟貞觀九年八月紀作潛從四位下源朝臣嚴子、藤原朝臣賴子、正五位下源朝臣暄子、藤原朝臣佳珠子、源朝臣宣子十一人、季料月料緣太上天皇勅也と見えたり。

東宮の女御は、本朝世紀に、正曆五年五月庚申此日寅時春宮女御藤原有御産男兒也教明親王、小也、日本紀畧にも此の事見えて、東宮女御とありと見え、日本紀畧に、長保四年八月三日丙寅今夜東宮女御藤原卒と見え、本朝世紀にも、此の事見えて東宮女御とあり、榮華物語鳥邊野卷に、八月廿日より聞けば、淑景舍女御うせ給ぬ、また見はてぬ夢の卷にも女御とあり、大鏡三の卷にも、女君は城子三條院の

東宮にて、おはしまし、折の女御にて、宣耀殿と申して云々大鏡三の卷にも見ゆと見えたるを、諸書に東宮女御の證文とせれど、城子に女御の宣下ありしは、寛弘八年正曆五年より十八年の後なりにして、原子は小右記には、内御匣殿と見え、本朝世紀には、尙侍と見えたり、塙保己一史は、椒庭譜畧に即位以前卒、故無女御宣旨、唯世稱之耳と云へれど、後宮職員令に、東宮宮人及嬪以上女監とあるを、桃蔞殘輝に東宮の女官も、此に准とする也と見え、後宮略解にも、上古既に妃を稱す、女御の名、なにの憚ること有らむやと見え、冷泉院天皇の東宮にまゝ、時昌子内親王妃と爲りたまひしこと、日本紀略、帝王系圖等に見えたり、女御とあるは、追記なるべく思ふめれど、然にはあらざるべくおもむ、其は小右記、永觀二年十一月七日癸丑傳聞大納言女藤原爲女御云々、氏公卿參射場令奏慶由云々、廿五日庚子傳聞今日被下女御二人宣旨、承香殿藤原麗景殿藤原等也と見えたるを合せ考ふれば、此他にも猶多かれと省きつ、是後世女御治

定の由を公布ありて、其より數年の後、女御宣下行はせらるゝ起因なるべし。なほ云はゞ、女御は、まづ叙位ありて後に入内し、而して後に女御宣下あるを恒とせれど、此の入内を、女御入内と稱するをもあはせ考ふべし。近世あから壬生章弘日記に、正徳五年十月七日丁巳、昨日女御御事御治定云々、前攝政近衛姫君藤原從仙洞被仰出見え、(毎時自今被稱女御旨云々)公達あること、諸家の記録に見えたるが如し。續史愚抄に、享保元年十一月十三日己巳、前攝政家女藤原朝臣子爲女御、輝光卿記、基長卿記、續女院傳、家抄、皇年代略記、紹運錄と見え、其の後毎々如此。近代と雖も、重大の公事は、執行はせらるる以前に、史官外記法家等の舊例を勘へ定めらるゝ事、諸家の記録に見えたり。然れば玉勝間、枯野のすゝきの卷に、古今集に、二條后の東宮のみやすん所と聞えける時云々、いせ物語に、むかし東宮の女御の御方の云々とあり。まづ二條后は、清和天皇の中宮也。貞觀八年に女御となり給ひ、同十年に貞明親王を生奉り給ひ、同十一年に其

親王皇太子に立たせ給ふ。これ陽成天皇におはします。これよりして、元慶元年に、中宮となり給ふまでのあひだ、女御を東宮の御息所とも申せること、契沖が餘材抄、勢語臆斷などにいへるが如し。東宮の御母女御と云へるが如しと見え、更衣は、女御の下に位して共に令外あり。更衣の古書に見えたるは、伊呂波字類抄に引ける本朝事始(此の書は信西の著なる由、仁和寺書目に見えたり)に、仁明天皇承和三年、紀朝臣乙魚授從四位下、柏原天皇桓武之更衣也。(河海抄には、之更衣の之字を爲とあれど、恐くは誤脱あるべし)とあるを始めとす。續日本後紀には、承和三年八月丁巳、正五位上紀朝臣乙魚授從四位下、柏原天皇之女御也と見え、たれど、字類抄、河海抄等に依れば、更衣を後に女御とせられしにもあるべし。其は更衣より女御に昇進すること、下に云ふが如くなれば、此の時を初例と謂ふべきにや。なほ熟々考へて定むべし。然るを、續日本後紀承和九年正月の下に、是日詔授從五位下秋篠朝臣康子正五位下、無位山田宿禰近子從五位

上竝太上天皇嵯峨天皇更衣也、ごあるを始ぞご云ふ説あれど、柏原天皇は、桓武天皇にして、此の太上天皇は、其御子嵯峨天皇なれば、誤なること明なり。更衣の名義、湖月抄に、此局にて天子の更衣を召し替ふる故、更衣ご云ふなり。漢書灌夫傳の顔師古注に、更改也、凡久坐皆起更衣ごいへり。衛皇后傳にも、帝起更衣子夫侍尙衣ごあり。本朝の更衣は、仁明天皇承和三年正五位上紀朝臣乙魚授從四位下爲更衣是始なり。河海抄に委し、細流云便宜の御殿にさぶらふ。しかるべき上達部なごのむずめ也ご見え、新釋に、更衣は令の嬪にあたり。中略東方朔傳に私置更衣注に爲休息衣之處亦置宮人てふより出でたれば、更衣を御息所ごも云へり。また玉勝間に、後宮職員令には、妃二人右四品以上、夫人三員右三位以上、嬪四員右五位以上、宮人ごあるを、中昔よりこなたは、これらの號は大かた妃、夫人にあたるほごなるをば女御ごし、嬪にあたるほごなるをば更衣ごせらるご見え、清凉記に更衣其員十二人以下不滿其數尙侍宣下諸司著禁色ご見えて、

更衣には太政官の宣旨なるご、尙侍の宣旨なるご二種あり。此職、村上天皇の後中絶し、鳥羽院天皇、後白河院天皇後御時に、此稱見えたれご、二代要記に美濃更衣見え、十三代要略に三條更衣見え、平家物語、盛衰記、増鏡等に更衣の稱見えたり。其の後は聞ゆることなし。然るを、村上天皇以後廢絶せりご云ふ説あるは非なり。禁秘御抄に、尙侍是大畧可准更衣近代又絶畢ご記させたまへるをも思ふべし。然れごも、後嵯峨院天皇の典侍棟子、并に左衛門督局を、増鏡内野の雪の卷に、更衣ご記せれば、全く廢絶せるには非ざるべし。また更衣の女御より品のひき、事は、先輩の令の嬪に當るご云はれし如く、延喜式に、妃、夫人、嬪、女御ご次第せれごも、當時の體制に依り、如此定め論はれしなれば、其の意して讀み味ふべし。光孝天皇の女御藤原元善子、宇多天皇の女御藤原胤子、竝に菅原衍子、醍醐天皇の女御藤原能子等、皆更衣より轉陞せるにて、論なく知らるべし。また東宮の更衣は、冷泉院天皇藤原懷子、日本紀畧に見えたり。

御息所諸書に御休所は、女御、更衣等を泛く稱せるなり。此の起原さ
 だかに史籍に見えざれども、古今集に、二條后清和天皇の東宮陽成院
 のみやすん所と聞えける時云々に見えたるを始めにて、中將御息
 所光孝天皇以下、諸書に數多見ゆ。玉勝間に、御息所と申す稱は、女御に
 まれ、更衣にまれ、皇子、女御を生み奉り給へる人を申す稱也。其趣、源
 氏物語などを見て知るべし。云はれしは、其の多き方につきては
 然ることなめれど、榮華物語月の宴村上天皇の後宮に、さても此
 の御かたぐ、みな御子うまれ給へるもあり。御子生れたまはぬみ
 やす所たちも、あまたさぶらひ給とあり。尊卑分脉愆子師女輔の下に、
 冷泉坊の時、御息所御子などあるにも合はざれば、後宮畧解に、女御、
 更衣、産皇子之後曰御息所、或はもとより御息所と稱するもあり。中略
 御息所は、皇子を産むの後女御、更衣を異稱す。又、皇子を生まず、元よ
 り御息所と稱するは、うけはりて女御にたゞず、身、更衣に下るべか
 らざるものありとあるに従ふべし。さて、御子ましまさる御方の

大概を擧ぐれば、中將の御息所光孝天皇の女御佳美子、大將の御息
 所醍醐天皇の女御和香子、東宮の御息所冷泉天皇の女御昭子、後冷
 泉院天皇の中宮章子内親王、後三條院天皇の女御昭子等あるに據
 れば、元來御子ましませる御方を稱したる名ならむも、古今を一貫
 して之を云へば、なほ其の稱泛くて、悉く御子生みませるのみを云
 ふとは定めがたし。思ひまがふべからず、また、尙侍以下の女官を、燕
 寝に侍らしめ給ひし事は、他日に譲りて茲には畧さぬ。

第四 御實母 御養母 御准母 准三宮

御實母の名稱は、執次詰所本御系譜の仁孝天皇の下に、文化四年七
 月十八日爲中宮光格天皇中宮欣子内親王御實子御繼躰御治定稱
 儲君と見ゆ。此は武家にいふ嫡母なれども、特に御實子とせさせら
 れしなり。さて堂上家には、實子の例甚多し。然して他家の實子とな
 りし人は、其の家の系を除く例も少からず。此の故は、養子は武家に
 問ひ合はせて、其の許を得ざれば成しがたきを、實子は兩家の合議

のみにて成す事を得るゆゑに、多くは實子と成す由なり。
 御養母は、崇徳院天皇の中宮聖子の、近衛院天皇の御養母と爲りたまひ、(こは近衛院天皇を、御子と爲したまひし故なり)また、二條院天皇の中宮育子の、六條院天皇の御養母と爲り給ひ、(こは御生母の品高からざる故に、中宮の御養子となくたまひしならむ)を始と謂ふべし。
 御准母は、(また御母代とも稱す)白河天皇の皇女媞子内親王を、堀河院天皇の御准母と爲し給へるより生まれり、こは、皇后に立て給はむが爲なり、(第五章の院號の下参照すべし)
 准三宮は、(また準三后とも書けり)三代實錄清和天皇の貞觀十三年四月十日の下に、御外祖太政大臣良房に下し給ひし勅に、准三宮、給年、給、先帝之恩寵也と見えたるぞ始なるべき。新井君美氏の准后、准三后考に、此の時の事をいへるは、一代要記に據れり見えたるべし。も、三代實錄の勅に合はざれば、従ひがたかるべし。

内親王の准后は、一代要記に資子内親王、村上天皇女天祿三年十二月授一品准后と見えしより、次々准三宮の事あり、こは御給を太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮に准じ賜ふ義なり。柱史鈔に、准三宮事、内親王、并女御、帝、外祖母、執政、臣等、多有此事とあるが如し、(なほ門跡武家等にも准后の事あれど、今之を畧きつ)然して院號及准后に、消息宣下を行ひ給はざりしことは、宣順卿記、承應三年十月五日、秉燭之後、自殿下(二條)資熙(中御)可參之由有御使、則伺候、御命云、院宣(後水尾)京極局(亡主御)准后院號宣下日付、去八月十八日消息宣下、院號消息宣下、此度初例可爲上卿、三條中納言實辨資熙、以密儀承門院(東福)可、有御沙汰之旨、以園前大納言(舊主)後光明院(天皇)内々雖有、此仰之旨、行三黃、三條西黃門實教許、可傳仰由殿下御命也、仍向三黃、三黃云、此頃依未著陣、雖不諸下知、如此時節申子細如何承之由答、此次而京極局、名字繼子、亡主御諱紹(院)院(光明)同訓不可、然之由申了、(後)被改(光)子、壬生院(此院號)院、准后院號等消息宣下、(今)初例不可、然、無消息只口づか

ら可仰旨被命外記御參内次而召寄可仰云々大内記にもくちづか
ら可仰云々宣旨被請事院號ハ官宣旨封戸ハ自待賢門院已後不被
請子細院へ被進宣旨事有間敷事也玉葉にも被進事有難宣旨武家
臣下への可爲沙汰事殿舎不本式故也近クハ北山院被請仍今度宣
旨不被請者可然之由上卿被命云々勅書は被受今度封戸數准后ニ
五百戸院號二千戸本自臣下戸數少物也子細ハ賜封戸之後准后宣
下アル故戸數々多ナリ
あるを見て知るべし

第五 院號 宣旨

皇太后に院號を上らせらるゝ事は一條院天皇御母子詮の皇太后を
正曆二年九月太上天皇と等しく尊びて東三條院圓融院天皇の女御
詮子圓融院天皇は
此年二と云ふ號を奉られしに始まるそは大鏡に母后一條院の母
后にして藤原詮子なり入道せさせ給ひて太上天皇とひとしき位
にて女院と聞えさせきと見ゆまた後一條院天皇御母子彰の皇太
后を萬壽三年正月太上天皇と等しく尊びて上東門院一條院天皇
中宮藤原彰

子一條院天皇は
十六年前崩御と云ふ號を上られき此時の事を榮華物語衣珠の
卷に内より御つかひありおりゐのみか太上天とひとしき御くら
ゐにて女院上東門院彰子なりときこえさすべき宣旨もてまゐり
たりとあるにて明けし猶云はゞ長秋記の長承二年四月十八日癸
卯の下に乃兩上皇鳥羽帝と待賢門院を稱す御幸とあるをも思ふ
べし又白河院天皇の朝後冷泉院天皇の中宮後一條院天皇の皇女章
子内親王後冷泉院天皇
は廿八年
前崩御に二條院の號を上られし事を榮華物語布引の瀧の條に六
月十よ日承保元年六月
月十六日也太皇太后章子内親王女院にあらせ給ひぬとしこ
ろも一とこころゐんにならせ給ひし次第にては皇太后藤原寛子後
冷泉院天皇
の皇也ならせ給ふべしさらさらずば中宮馨子内親王也こそは故院後三條
院天皇のき
さきにもおはしましうち白河院也の御まゝ母にもおはしませばな
ご申つるを太皇太后章子内親王ならせ給ひぬればきさきにてもおは
しまさでと申人もありまたならせ給はでいかかはなと申す人も
有りけりと見え大日本史には承保元年六月上號曰二條院舊例非

生天子者不上院號事異常典以故不給受領上東門院請讓院分と見ゆされば、こは、や、異例なりしを知るべし。以後、皇太后、皇后等に、總て院號を上らるゝ事は成りにたり。茲には唯三四の例を擧ぐるのみ。委しくは他日に譲らむ。
 (但し稀には、院號を奉らざるもあり)然して小一條準太上天皇は、東宮の下に列せらるべき事、小右記に見えたり。其は百鍊鈔に見えたる法家の答に、小一條院元東宮也、而院號之後可爲三宮下之由被宣下太上天皇者別也、只院號更不可貴於后位事也と見えたるが、後世女院の中にも、高卑の差別あるに至れり。其の後高倉院天皇の典侍殖子後鳥羽院天は、立后なくして院號を上られたり。是蓋三后の下なる院號の初例なるべし。歷代編年集成に、七條院藤原殖子、建久元年四月廿二日院號、先准后從三位也、年卅四依帝母儀也と見え、また正統記に、七條院藤原殖子、先代の母儀、おほくは后宮さらぬは贈后なり。院號ありしは、皆まつ立后の後のさだめあり。此の七條院、立后なくして院號ある始めなり。たゞし、まづ、准后の勅ありと見えたる

が如し。如此院號に等差ありしゆゑに、新中和門院中御門院天皇准后は、院號の後皇太后を贈られ、新皇嘉門院仁孝天も院號の後に、皇后を贈られしなるべし。また准三后媿子内親王白河院天皇の皇女は、堀河院天皇の御準母の儀にて、皇后に立ちたまへり。然れども此の皇后は、唯御資格のみの稱謂にして、天皇の御配偶にはあらざりしなり。其の後に、郁芳門院と尊號を上られたり。此より皇女を御準母とて、皇后に立て、後又院號を上りたまふ事始まりぬ。また、此の後令子内親王白河院天皇の皇女も、また、鳥羽院天皇の御準母の儀にて、皇后に立ちたまへり。こも皆皇后の稱のみにして、至尊の御配偶にあらざりし事、上に同じ。また、八條院暁子内親王、鳥羽院天皇の皇女也は、二條院天皇の御準母と爲り、准后の後、院號を奉られたれども、立后の事をし、(上に引ける正統記に、殖子を立后なくして、院號ある始めなりと云はれしは、違へるに似たれど、八條院を御配偶にあらざるゆゑ、此の殖子の例には當らざるなり)而して八條院に院號を上らるゝにつ

きて百鍊鈔、應保元年十二月十六日の下に、伊通公の申狀を擧げて、女院始、自東三條院、院號貴於后歟、將賤歟之由、可被問、法家、小一條院東宮也、而院號之後、可爲三宮、下之由、被宣下、太上天皇者別也、只院號更不可貴於后位事也、とて、立后の事なくして、院號を奉られしより、上にも云へる如く、七條院は典侍なり、かごも、後鳥羽天皇の御生母なるゆゑに、八條院の例を以て、准后と爲し、尋で七條院の號を上られたるなり、愚管鈔卷六のに、さて當今佐渡院、順德天皇御母、藤原重子、後鳥羽院天皇の妃は、承元元年六月七日院號ありき、立后はなし、二位にさせ給ひてき、後、准后の官になり給ひて、修明門院と云ふ院號ありけり、この例は、八條院の御時より始まりけるこそ、ごあるをも合せ見て知るべく、是より、院に判然たる等差を生ぜしなり、抑、女院は太上天皇と等しく別當判官代、主典代等の職員を置かれしが、中古の亂に絶えたり、但し稀には、此等の官名見えたれども、其の儀などは如何ありしか、明らかに知りがたし、仁孝天皇の天保十二年閏正

月、欣子内親王光格天皇の皇后、仁孝天皇の御寶母也に、新清和院の尊號を奉られし時、別當以下を置かせらるゝ事を、御再興ありし事、公卿補任を始め、諸記に見えたり、また后位に居まさり、女院但し内親王の女院とはいと異なり、思ひ混ふべからずの、其の御扱は甚く劣れる事も、諸書に散見せるが如し、また、立后并に御準母に非ずして、院號を奉られしは、後白河院天皇の皇女、觀子内親王を准后とし、尋で宣陽門院の號を上られしこそ、始なりける、そは、玉海建久二年六月廿六日の條に、第三姫宮、觀子内親王有院號事母法皇愛妃、丹三品也、准后之人、直院號、八條院、七條院、例也、非母后之人、蒙院號、二條院、九條院、是也、雖准后、擬母儀、雖非母儀、又后宮也、非后位、非母儀、蒙院號之例、今度始也、云々、ごあり、その後、後鳥羽院天皇の皇女、禮子内親王は、立后、御准母、准后等の事なくして、嘉陽門院の號を上られ、又、土御門院天皇の皇女、覺子内親王を、後嵯峨院天皇御同母にまします故を以て、准后、尋で正親町院の號を奉られき、此より後、皇姊妹に、准后、院號を上られしこと、

數多あり、宗尊親王の王女瑞子は、龜山院天皇の御養女と爲り、准后の後、永嘉門院の號を奉られたり。こは上にも云へるが如く、内親王にして、御正配にあらせられぬ皇后は、皆御準母の例なるに、後醍醐天皇の御妹、昇子内親王の立后は、御準母の事、史に漏れたるあるべし。但しこも、唯御資格の稱のみなること論なし。また藤原泰子は、鳥羽院太上天皇の宮に入り、准后と爲り、後、立后(太上天皇の皇后なり)ありて、高陽院と爲られたり、妃、女御、更衣の宣旨は、壬生官務所藏の、諸官符案に見えたるを、今、聊、茲に記して、參攷に供ふ。

(内親王之官宣旨)

太政官符 中務式部民部宮内等省

三品爲子内親王

右大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣奉勅以件内親王定爲妃者 省承知符到奉行 一藤原朝臣枝良 遣唐

錄事從七位上守左少史 一

寬平九年七月廿五日

(女御之官宣旨)

太政官符 中務宮内兩省

從四位下藤原朝臣多美子

右女御如件兩省承知依例行之符到奉行

正五位下守左中辨兼行 一介藤原朝臣家宣 正六位上行左

少史都宿禰文憲

貞觀六年 月廿七日

(女御官宣旨之一體)

太政官符 宮内省

源朝臣暄子

右去年十二月廿九日定女御如件中省宜承知符到奉行從五位上守左少辨橘朝臣 正六位上行左少史伴連

貞觀 年三月十七日

(更衣之官宣旨)

太政官符 中務省

三世德姬女王 源朝臣久子

藤原朝臣靜子

右左大臣藤原朝臣宣奉 勅宜爲更衣者

辨 左大史

寛平四年十二月十五日

(更衣宣旨之一體)

太政官符 中務省

源朝臣暖子 尙侍從二位藤原朝臣滿子

宣奉 勅件人宜爲更衣者

辨 左大史

あほ委しく云はまほしき事甚多かれども他日後宮詳解を著はし

てそれに詳かに述べむとす故に此の略考は他日詳解をものせむ
とする開題たるに過ぎざるなりされどその大要とする所は爰に
一握撮寫したれば沿革の如きは、大畧盡せりと云ふに足らむ。

南山雜攷

南朝四帝の事

吉野宮の朝廷に、御宇天皇の四柱(後醍醐、後村、上、長慶、後龜山)坐し、事は殆ど近
世學者の輿論の如し然れども、後龜山院天皇の勅を奉じて、宗良親
王(後醍醐帝)の弘和元年に撰みて、奏進せられし新葉集の序に、上元
弘のはじめより、下弘和のいまにいたるまで、世は三つぎ云々、あ
るに合はずとて、かにかくに論へるを、門人齋藤普春の著はし、龜
山のたき(大八洲雜誌十三、に載せたり、今、本に依れり)に云く、

謹按に、長慶天皇の御事を議する者、茲に數十年、いまだ、其適従す
る所なきもの、如し所謂、度會延經、井澤長秀、天野信景、津久井尙
重、三宅公輔の諸氏は、寛成熙成共に同訓にして、一人ありこし、續

本朝通鑑、大日本史は、繼体の君と定め、埴保己一氏の花咲松には、繼統の君に非ずとし、藤田一正、生駒周藏氏は、之を駁し、大竹親從氏は、長慶帝繼統議を著作して、繼統の君たるを論じ、足代弘訓氏も同説を持ち、木村正辭氏は、花咲松辨々を作り、小中村清矩氏之を駁して、長慶院天皇御事蹟考と題し、木村氏反駁して、雲井の花と題す。栗田寛氏は、長慶院天皇繼統考證を著述して、諸説を大成せられたり、其後、二三の論者あれど、大概前記を敷衍するに過ぎざるものゝ如し、而して此の衆説を要するに、寛成熙成を一人ありとするは、粗漏にして論ずるに足らず、其他は、おのゝ憑據ありと雖、一は花營三代記に據り、一は新葉和歌集に據るのみ、偕この新葉和歌集に、南朝は三代なりと、立證し得べき明文ありやなしや、予窃に之を疑ふ、述べて以て江湖諸君の是正を請ふ。

宗良親王、千首和歌集の雜部名所瀧の條に、
君までは五世かさねてかめやまの

名だかき瀧のひゞきをぞきく

謹按に、此集の跋文に、天授二年の夏の末つかた嵐もしづかにふきて、しげき梢も枝をならさず、日ぐらしの聲も、のどかに聞えて、大宮人も、いごまある頃あればにや、内、春宮二御方、千首和歌あそばさるべしとて、關白などを初として、面々おなじ題にて、歌奉るべきよし、仰ごごありかごも、いさゝかさはることばはべりてのがれ申はべりき、(中略)又おくれて、師兼卿、經高卿など、たてまつるごて、いづれも點めされしかば、かやうの人々にたくひても、猶おひくのかずにもや入むごて、おもひたち侍るありご見え、新葉和歌集雜上に、天授三年の春、千首歌讀て奉りしつゝ、み紙に花をさしくはへて、中務卿宗良親王、一枝の花をぞ添へてたてまつるこの言の葉に色のなければ、ごあれば、紀元二千三十七年、後龜山天皇の天授三年の春、詠進せさせ給ひし御集なるを知るべし、猶いはゞ、梅松論に載たる如く、後嵯峨天皇の御遺勅には、一の御子後深草院おりゐの後は、長講堂

領百八十箇所を御領として、御子孫永く在位の望をやめらるべし。次に二の御子龜山院御治世は、累代敢て斷絶あるべからず、子細有に依りてなりこの御遺勅も、水の泡に消え失せ、南朝の年々に衰ふるを悲み嘆かせ給へる御心さへ、かつく、に伺ひ奉らるゝになむ。儲二の句によりて、皇位繼承を按に、

龜山天皇 — 後宇多天皇 — 伏見天皇 — 後伏見天皇 —

後二條天皇 — 花園天皇 — 後醍醐天皇 — 後村上天皇 —

長慶天皇 — 後龜山天皇

十代にて、縱令長慶天皇を除き奉るも、猶九代なり、扱は此の五世と云へるは、代數にあらずして、世數なるべし。抑代數とは、父子兄弟、從兄弟、再從兄弟あとの差別なく、繼承の次第によりて之を數へ世數とは、父子の血統によりて、之を算ふるを例とす。神皇正統記(二卷)仲哀天皇の條に、

第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫な

り。(中略)太祖神武より第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ。日本武尊世をはやくしたまふ。この天皇を太子として、譲りまゝに、しより、代と世とははれるはじめなり。これより、世を本とあるし奉るべきなり。代と世とは、常の義差別なし。しかれども、おはたむに書分たり。但、字書にも其のいはれなきにあらず。代は更の義なり。世は周禮の註に、父死して子立つを世といふとあるにて明なり。按に、神武天皇より景行天皇までは、御父子にて、皇位繼承まします。ば、代と世と同數にて異りなく、仲哀天皇は、日本武尊の御子にまゝに、成務天皇の跡を承け給ひ、かば、竟に紹運(所謂)と繼體(所謂)との別ち出來ぬ。字書にも其意義なきにあらずれば、繼體を世とし紹運を代とす。其紹運は、繼承の次序によりて之を算へ、繼體は父子の次第によりて之を算ふ。故に世を本とし、代を末とす。この意義なるべし。又、平家物語に、

一條院(後白河)第二のわうじ以仁のわうじ申すは、三條高倉にまじくければ、高くらの宮とぞ申しける。源三位入道頼政、ある夜

ひそかに、此宮の御所にまるで、申しける事こそおそろしけれ。君は天照大神、四十八世の御すゑ、神武天皇より七十八代にあたらせ給ふ。太子にもたち、位にもつかせたまふべきに、三十まで、宮にてわたらせ給ふ御事をば、心うしこは覺しめさずや。

とありて、神皇正統記(五卷)後白河天皇の條に、

第七十七代、第四十二世、後白河院諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の御弟あり。

とあれど、此は世數代數共に、神武天皇より起算せるあれば、天照大神より、鷓鴣草葺不合尊までの五世を加ふれば、平家物語と符合せり。然れば、この世數代數の事を云へるは、准后より、猶以前にあるを知るべし。又、中山信名が代數考の、世數代數之事の條に、

和漢ともに、常には代と世とを、混用せしことも多けれど、皇朝にて、中古よりの定は、世數とは、血統にて算へしをいひしあり。代はかはることもよみて、代位または代立など用ゐらるゝこと故に、家

督の方に充くなり。世は生にも通ぜるゆるゑ、家督を繼しも繼がざるも、一生の意にて、血統の方に充しと見えぬ。鎌倉三代將軍と稱せるは、(一)頼朝(二)頼家(三)實朝の三代にて、頼家實朝は兄弟なれど、共に家督せられし故に、三代とは申しなり。東鑑には、三代上將平記などには、三代將軍とあり。又王孫に二世三世王といへるは、兄弟幾人ありても、二世の兄弟は、皆二世王と申し、三世の兄弟は、すべて三世王といふ事にて、世數代數の分別は、皇朝には定ある事なれど、文章の上にては、常に混用せられしこと、古今少からざれば、何書にてもあれ、本書の体裁によりて、辯別すべきなり。とあるは、まことに動くまじき説にこそ。舊古書に何世とあるは、皆世數にして、代數にあらずかし。今その二三を擧ぐれば、日本紀(十七)繼體天皇の條に、

男大迹天皇、譽田天皇五世孫、彥主人王子也とあり。

按に、釋日本紀(十三)に、上宮記曰、一云凡牟都和希王(應神)娶經俣那加

都比古女子、名弟比賣麻和加、生兒若野毛二俣王、娶母恩宅麻和加中比賣、生兒大郎子、一名意富々等王、(中畧)此意富々等王、娶中斯知命、生兒宇非王、娶牟義都國造名伊自牟良君女子名久留比賣命、生兒汗斯王、(中畧)汗斯王坐彌乎國高島宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂并縣而娶、所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、とあり、纂輯御系圖に、

○應神天皇—仁德天皇—履中天皇—反正天皇—

〔稚淳毛—二俣皇子〕

允恭天皇—安康天皇—雄略天皇—清寧天皇—
顯宗天皇—仁賢天皇—武烈天皇—
意富々等王—宇非王—彦主人王—繼體天皇

とあり、御繼統の次序は、十一代に當らせらるゝも、御血統の次第は、實に五世なり、(皇室典範義解も之に同じ)これこの五世孫と云へる

は世數にして、代數にあらざるなり、又、繼嗣令に、

凡皇兄弟皇子、皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限とあり、

按に、皇兄弟姊妹及び皇子皇女を親王と稱し、(一世)皇孫(二世)皇曾孫(三世)皇玄孫(四世)を諸王と稱して、男女共に皇族とす、其玄孫の子、即ち五世王は、王名を得ると雖、皇族の限に在らず、この意義なるべし、これこの五世といへるも、世數にして、代數にあらざるなり、新撰姓氏錄、左京皇別(上)の阿倍志斐連の條に、

大彥命八世孫稚子臣之後也、稚子臣八世孫名代、謚天武御世、猷之楊花、勅曰、何花哉、名代奏曰、辛夷花也、群臣奏曰、是楊花也、名代猶強奏辛夷花、因賜阿倍志斐連姓とあり、

按に、大彥命は、孝元天皇の皇子にして、開化天皇の同母弟なり、開化天皇は、日本紀(四)同天皇の條に、天皇以大日本根子彥國牽天皇二十二年春正月、立爲皇太子、年十六とあれば、其の御生年は、紀元四百五

十三年、孝元天皇の七年に當れり、然れば、大彥命の生年も、紀元四百五十年前後なるべし。その第十六世の孫を、紀元千三百三十四年代即ち天武天皇の御世の人なりとせば、一世平均五十五年以上を得べし。代數として、信じがたき數なり。之を皇統に對照すれば、孝元天皇より天武天皇まで、御代數は三十二代あれど、御世數は實に十七世なり。これこの十六世も、代數にあらずして、世數なるべきなり。平治物語に、

牛若は、くらま寺の東光坊阿闍梨れんにんが弟子、せんりん坊阿闍梨かく日が弟子に成て、しやな王とぞ申しける。十一の年とて、母の事を思ひ出して、諸家の系圖を見けるに、清和天皇より十代の御苗裔、六孫王より八代、多田の滿仲が末葉、いよの入道頼義が子、八幡太郎義家が孫、六條判官爲義が嫡男、前左馬頭義朝が末子にて候ひけるごあり。

按に、清和天皇より十代、六孫王(經基)より八代と云へるは、左の如し。

○清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—頼信—頼義—

義家—義忠—爲義—義朝—義經—

かくてその義忠は、義家在世のうちに横死して、家督せず。義家より、直に爲義に家督を譲りたれど、猶世代に算ふるを見れば、此も代數にあらずして、世數を云へるなるべし。猶此他にも見聞する所あれど、くだくしければ言はず。(註畧)

そも、南朝の君臣は、深く後嵯峨天皇の御遺勅を頼み奉れるものから、繼統より算ふる代數を輕みし、血統より算ふべき世數を重みするの感情を抱けるは、蔽ふべからざる事實にして、神皇正統記は、その素志を公に發表したるもの、如し。斯在ば、かの御詠の五世は、代數にあらずして、世數なる事勿論なり。今その御血統を按ずるに、

龜山天皇—後宇多皇天—後二條天皇—後醍醐天皇—

後村上天皇—長慶天皇—後龜山天皇—

龜山天皇より、後龜山天皇まで、御代數こそ十代ならめ、御世數は實に五世なるによりて、かくはものせさせ給ひしこと、豈識者を竣て後、これを知らむや。

是によりて之を觀れば、新葉和歌集序に、

かみ元弘のはじめより、しも弘和の今にいたるまで、世は三つぎ、年はいそさせ、

さか、せ給へるも、代數にあらずして、世數なるに疑なし、千首和歌集は、紀元二千三十七年、天授三年の詠進にして、此の序は、紀元二千三十七年、弘和元年の奏覽なり、誰か此僅なる年月の間に、一は世數によりて詠進し、一は代數によりて奏覽するが如きの齟齬あらむや、まして謹嚴ある親王の御筆に於てをや、猶況、南朝の君臣は、恒に代數を輕みし、世數を重みするの感情を抱ける事實著明にして、蔽ふべからざる事あるに於てをや、

斯在れば、此序を憑據として、南朝は三代なりと論ずるものは、空斷

臆測にして、取るに足らざるべくなむ、凡そ南朝君臣の文章歌詞を解せむとせば、代數を捨て、世數によるに非ざれば、恐くは作者の眞意を悟るに由あからむ。

因に云ふ、或人が世數代數などの事は、史學系譜の上にこそ云へ、狂言綺語の歌詞に論ふべきことならずと、然れども、三世五世七世などの詞を、千代萬代などの壽詞と、同一視するは不可なるべし、續日本後紀(十五)仁明天皇承和十二年正月乙卯八日の條に、

是日、外從五位下尾張連濱主、於龍尾道上、舞和風長壽樂(中略)時年一百十三、自作此舞、上表請舞長壽樂、表中載和歌、其詞曰、那々都義乃義與爾萬和倍留毛々知萬利止遠乃於支那能萬飛多天萬川流とあり、

按に、那々都義乃義與は、七世の御世にして、萬和倍留は、マハルと同言なるべし、然れば七世に値遇せる、百十三の翁が龍尾道上にて、今上陛下の萬歳を祝ひ奉ることの意ならむ、偕この濱主は、當時

百十三とあるに據れば、紀元千三百九十三年、聖武天皇の天平五年の生あり、今その百十三年間の御世數を算ふれば、(一)聖武(二)孝謙(三)淳仁(四)稱徳(五)光仁(六)桓武(七)平城(八)嵯峨(九)淳和(十)仁明の十代にして、七世値遇と云へるに合はず、さりて壽詞にもあらざれば、一步を進めて、御世數を按ずるに、

聖武天皇三孝謙天皇三稱徳天皇

淳仁天皇四光仁天皇五桓武天皇六

平城天皇七嵯峨天皇八淳和天皇九仁明天皇十

七世にして、眞に作者が注意周到なるを知るべし、これこの七世は、壽詞にも代數にもあらずして、眞の世數なり、又、萬葉集(十九)爲壽左大臣橘卿(諸兄)預和歌一首の條に、

古昔爾君之三代經仕家利吾大王波七世申禰(大王の字、飛鳥井本水戸本には大

按に、此の上句は、橘夫人を稱賛せし意にして、續日本紀(十二)聖武天皇天平八年十一月丙戌、從三位葛城王(諸兄)の上表に、葛城親母贈從一位縣犬養橘宿禰、上歷淨御原朝廷、下逮藤原大宮、事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、和銅元年十一月二十一日、供奉舉國大賞、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮杯之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉共競光、交金銀以逾美、是以汝姓者賜橘宿禰也、とあるに據れるなるべし、偕この大夫人は、表にも見えたる如く、(一)天武(二)持統(三)文武(四)元明の四朝に歴仕したるを、三代と云へるは、持統元明は、共に御一世なればなり、これこの詠歌も世數にして、代數にあらざるなり、此の如く、實數を詠するもの枚舉に違あらざるなり、然るに歌詞は世數代數など攷究するの要なし、こは、粗漏も又甚しと云ふべし。

と云へるは、一説に備ふべき考なれども、ある論者は、世數、代數など

の事は、歴史系譜等の上にて論ずべけれ、歌書の上にて言ふべき説にあらざり、駁せれど、萬葉集注釋(釋仙覺の注にて、今引用する一の卷は、文永六年の奥書あり、伴正四位は、ヲコト點指したる本ありといひ、予が藏書なる一寫本には、於武藏國比企郡、北方麻師宇郷、書寫畢、仙覺とあり、麻師宇は、今の増尾村なれば、仙覺の事跡は、此地にて探らば、或は知らる、麻師宇は、今の増尾村なれば、仙覺りし人のゆゑ、筆のついでに記しつゝ、また、此書のこと、は、木村正辭翁の萬葉集書目提要に、今、此の萬葉集不明何時之撰、古來、大不審也。世多以謂大同之撰、其故者古今和歌集序云、昔平城天子詔侍臣令撰萬葉自爾以來時歷十代數過百年云々、是則相當大同御時歟、或云、此集者聖武天皇御時之撰歟、其故者彼帝御時和歌盛興之由、見古今之序隨、能令作和歌、又天平元年正月十四日奏諸歌云々、如此等者相當聖武御時、但至平城之號者、凡以聖武并桓武大同之朝號平城帝也、見國史、此中大同者付山陵號之(已下萬葉集中の人物、國史等を列擧して萬葉は聖る由を論ず)續日本紀云、從五位下紀朝臣國益男清人、天平十五年治部大輔等爲平城宮留守者、以之案之相當聖武矣、萬葉集第十七云、天平十六年四月五日獨居於平城故宅、大伴家持作歌六首者尾張國風

土記云、葉栗郡川嶋社(在河沼川島)奈良宮御宇聖武天皇時、凡海忍人中此神化爲白鹿時出現有詔奉齋爲大社、同國愛知郡福興寺、平城宮御宇天靈國押開櫻彥命天皇、神龜元年、主政外從七位下三宅連麻佐所奉造也、當國風土記、兩所之文、殊以分明乎、(次に備中、筑前の風土記を擧げたり今略す)以前三箇國風土記之文、以聖武天皇稱平城事、更以無相違矣、又疑云、以聖武稱平城事、誠其證據是多歟、但如古今序者、昔平城天子詔侍臣、令撰萬葉集、自爾以來時歷十代、數過百年云々、然聖武天皇以後、至延喜相當十六代、所謂聖武、孝謙、廢帝、稱德、光仁、桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明、文德、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐(已上十代也)以聖武號平城者、時歷十代、文既可謂相違歟、以平城天皇可號平城天子歟、名字顯然時又當十代、旁可無相違、何強以聖武以下十六代、謂十代乎、如何答謂十代、事其義非一、又可有子細歟、如通漏、義者云、若過若減皆存、大數、義次者或云、以父子相續取一代、所謂一聖武、二孝謙、御女、三廢帝、稱德、故不取之、光仁、智天孫、桓武、太子、四平城、太子、五嵯峨、二子、六淳和、三子、七仁明、第二

子 文德仁明 八清和文德 陽成清和 光孝仁明 九宇多光孝
十醍醐 宇多第 已上十代也。是者以父子者取于一代至兄弟各別取之也。云々此義自本爲一義歟。然而此上又依道理立一義於諸文理有多種。義事爲常習歟。何強遮之哉。若又義理不相背者。諸有智者何不依附乎。今謂十代者。

聖武孝謙 廢帝稱德 稱德孝謙 光仁桓武 桓武平城 嵯峨
 淳和仁明 文德清和 陽成光孝 宇多醍醐 已上十代也。是則自光仁天皇至于醍醐御門以上七代者。繼體王位次第也。不取其餘此義當知諸王臣人民計其代之時。始自父祖乃至迄于靈孫任其譜系數之者也。若舅姑兄弟之間於諸藝能雖有名人如置不數之。光仁以上先三代者。又最初者撰集之元始也。爭不取乎。凡勿論々々。次二代最初與繼體中間非可省略。且又如國郡領知相傳券契等。不論自家他家。奉其次第者也。今又不可違於斯。仍書之時。歷十代者也。(此系實に龜山の瀧の系と同一) 若又以大同天子令相配時。歷十代之句者。不可云數過百年。自大同

元年至延喜五年者百年也。何況大同天子者在位四年也。自即位年有撰集事不審云々。見えて歌學の上にも早く世代の論あり。今龜山の瀧に倣ひて系を作らば

○聖武孝謙 廢帝稱德 光仁桓武 平城嵯峨 淳和仁明 文德清和 陽成光孝 宇多醍醐

右の如くなれば、歌學書には世代の論あし、一概に抹殺すべきに非るなり。予が考は、南山史料といふを著はしてそれに詳に辨へむ。普通萬葉集の奥に、成尊の跋あり。此成尊は、宗良親王より、こす。萬葉を受たりといへる説あるをも、合せ考ふべきなり。

後村上天皇御即位の事

後村上天皇の御即位は、大日本史に、十月五日庚寅、天皇即位於吉野行宮。時年十二。關城書裏書、參取 此二書(普通) を見るに、御年十二の事はあれども、御即位の事見え難じ、或は彰考館本の元弘日記裏書、竝に、關城書裏書を偽書なりと論ひ、(中山信城書考に、大日本史に載たる關城書裏書と云へるは、元弘日記のこどに、わらず。これは後人の書るものにて、信用すべからぬ由は、栗山風が弊帝

集にこれを辨せり。又、元弘日記を、今世に關城書裏書と云へ、或は、彰考館本關城書裏書には、十月五日御即位の事ありと云へれど、先年栗田寛翁に就て、其抄出の文を見たれど、御即位の日なかりき。然して彰考館の本を偽書ありと云ふ論者は、太平記に據りて、十月三日御即位と決定せれど、彼の書には、十月三日太神宮へ奉幣使を下され、第七の宮天子の位に即かせ給ふ云々ありて、太神宮へ御即位あるべき由を告給ふ奉幣使(由奉幣使なり)を、發遣せられし日にして、此日御即位ありしに非る事、御代々々の例式に徴して明白なり。(南山巡狩録も、太平記の文を誤解せり。)櫻雲記、南方紀傳等に、十月五日即位(此等の書は確信すべからざるも)とあり。(偽本細々要記も、十月五日即位とす。)三日に由奉幣使發遣の事あれば、其近日に御即位ありけむ事、無論の事なれば、今一證の據るべきもの、出るを俟て定むべし。

また歷朝要記に、興國元年庚辰十月五日乙酉即位干吉野行宮南朝補任

○櫻雲記作去年蓋誤とあるは、偽書を本據とせるにて、甚しき非なり。南朝公卿補任は、備前國なる河本の家より出でし事、玉勝間に見え、其偽書なる辨は、塙保己一、また足代弘訓等の考説あり、そは既に、典籍雜攷にも記せるが如し。

興國改元の事

興國改元の事は、既く栗山潜鋒氏の改元興國議、山崎北峰氏の海録等に辨じたれど、齋藤拙堂氏の南山遺芳録や、詳なれば、此を本として、予が考をも加へて、其誤謬を辨明すべし。遺芳録に云、延元四年己卯もて、興國元年とすること、太平記以下、なべての書はみなしかり。(賴圀云、年代記の類にては、新撰年表、紀元年表等の外は、和漢合運和漢年契を始め、悉く延元四年を興國元年とせり。)然るに、おのれ山田に行しとき、兩太神宮禰宜轉補次第記を見たるに、延元四年己卯興國二年辛巳の文あり。(賴圀云、二宮轉補次第記には、興國元庚辰年五月四日の文もあり。續群書類從に收めたる、釋尊寺舊記に、興國三

年壬午、岩淵沙汰文に、興國三年壬午四月廿九日、尾張國大須眞福寺藏書、病者加持虎病法齒病加持法の裏書に、興國元年庚辰七月六日とあり、猶、此他にもあれど略す、同所の光明寺の古卷にも、延元五年庚辰の文あり、依て關城書裏書を見るに、延元五年四月廿八日に、興國と改元ありし由見えたり、また、松坂三井氏(宗十郎)が所藏、正行朝臣、岩清水願文にも、興國二年辛巳とあれば、其のときはじめて、延元五年をもて、興國元年とすべきことを知り、太平記等の書は、北朝の人の手に出てたれば、南朝の年號のとは、疎漏あるまじきにあらず、楠氏はいふまでもなく、(賴圀云、近年往々正行卿の眞跡とて、北朝の年號を用ゐたるものあるは、一向論ずるに足らざる偽書なるを、秘藏する人もありと)か、其は彼の燕石十襲の徒と云はまし、神宮の人も、南朝に従ひ奉りて、その補任さへ受けたるなれば、聊かたがひあるべからず、(賴圀云、眞福寺の藏書は、多く伊勢より出てたり、また、伊勢の大湊大田家文書の中に、慶安六年癸丑四月廿八日、沾主次郎

四郎大中臣久次花押と、南北兩朝の年號を並べ記せるは、南北兩領に跨れる故にもあるべし、とおもへり、後に、竹口榮齋が南朝編年紀略を見るに云、延元四年己卯を、興國元年代始の號とするは非なり、延元五年庚辰四月廿八日興國と改元せり、其證は河内國錦部郡水分神社の額は、楠左衛門少尉正行の書なり、額背記に、延元五年庚辰四月八日書之と有り、李花集にも、延元五年の文あり、参考太平記に、延元五年なしといふものは非なり、且、延元四年諒闇いまだ終らず、改元のいはれなし、又、興國七年を正平元年とするに、南方紀傳に、興國八年有るがごとく注するものは、(賴圀云、伊勢、卷も同じ)延元改元の年を誤りしより、このたがひ有るなりといへり、(賴圀云、太平記、その外の戰記類、及び興國正平二ヶ度の改元、并に南北合運の混れより、正行卿の戰歿を正平四年に誤り、年契年表等の年代記類も、同じく誤れる故に、正平三年正月六日後の、正行卿の贖書も、世間に在るに至れるなるべし、また小楠公の戰歿の、正平三年北朝貞和四年正月五日の

事は、園大曆に見えて疑あきを、或碩士の説に、北朝人士に成れる書なれば、證を爲すべからずと云へれど、當時南朝に屬せる興福寺の實嚴の七帖草紙細々要記にも、中立なる法隆寺の嘉元記等にも、貞和四年戊子正月五日に、小楠公の戦歿を載せあるを如何とあする。此等の書は、皆當時の日記にして、後世編集の書に非ず。但、細々要記は、北朝の年號を用ゐたれど、本文中に吉野に仕へし事見えたれば、北朝の手にありしものには非るなり。此の説甚だ明確あり。はたして、我前説の誤らざるを知れり。以上遺芳録の文なり。上に云へる如く、年契年表を始め、年代記類の誤謬は明かなれば、速に改正あらば、史學上裨益大ならむ。殊に此の種の書類は、誰も坐右に備ふるもの故に、其の害の及ぶ所甚廣ければなり。また或論者は、亂離の世なれば、年號の事などは、知れ難きことなれば、年號の違へるはなか／＼正しき證をすべしと、贋偽の書を辨護せれど、鎮西文書に、去廿八日被_レ行改元定爲興國元年可被存知其旨且當此時廻朝敵追討之計策度

急可被參洛者、天氣如此仍執達如件 四月廿九日 次官朝任判
勘解由次官殿 ことありて、改元等の大事は、特は通牒せられしこと明らかなれば、容易く諾なひ難かるを、親しく吉野に仕へ奉れる小楠公の如き、いかでか、年號を誤まらるゝ事のあるべき。況して北朝の年號を用うるに於てをや。吉川半七の刊行せる東西年表には、是等の誤なし
上に云ふべき説を遺し、故、今此所に載せて參攷に備へむとす。其は、阿蘇文書の正平二年正月廿八日の文に、一去月八日有改元號正平。今年は二年に成候也。未其堺聞候哉。御心得のために、令申候。一去月十三日飛脚立吉野殿。今月廿日當國に到來。東國御方以外、蜂起之由被仰下候とあるを以て、僻遠重圍の味方へも、改元の通牒ありしを知るべきなり。また、小楠公の戦歿の年月も、上に云へる外に、醍醐地藏院記一名房立法印日記にも、貞和四年正月五日楠木正連行字云云討死と見えて、上の諸實錄に同じ。此房立は、賀名生の皇居に參内滞在して、拜勅等の事ありしは、同記の觀應二年四月の文に見え、

また足利の方へも親しく來往せし事、數ヶ所に見え、上に擧げたる細々要記にも、吉野の制を奉じ、又、武家へも來往の事あり、楠木正儀の事につきては、師守記等に參攷すべきことも見えたり、當時の寺院の僧侶は恰も今日の赤十字社に似たりと謂はまし、猶何くれ考へたる事ども多かれども、總て南山史料に云ふべし。

後龜山院天皇崩御の事

後龜山院天皇の崩御は、諸書大かた和漢合運に據りて、應永三十一年四月十二日丁巳と爲るを、證據の薄弱あるをあかず思ひてにや、或人は薩戒目錄に、應永二十九年七月十五日、小倉殿御入滅事とあるに據り、薩戒記は、當時の記録なれば、後人の作れる和漢合運等と同一視すべからずと云ひ、また元老院の纂輯御系圖も、和漢合運等に同じく、應永卅一年四月十二日崩とせしゆゑ、或新聞に薩戒記目錄と、園太曆目錄とを本據として、甚しく論難せり、然れども、薩戒記目錄は本文亡佚して、小倉殿とは何人を云へる歟、定かならざるを、

強ひて後龜山天皇なりと確定し、和漢合運、南朝紀傳等を排斥せるは穩當なる説に非ず、まして、當時の日記なる、三寶院の滿濟准后記に、應永卅一年四月十二日夜陰雷鳴馬場末小社木へ落、雖然社以下無其煩、石田日野同時落云云、西山傍へも落云々、希代事也、太覺寺法皇崩御、雷鳴最中云云と見えたるをや、且つ、某新聞の據れる園太曆目錄は、甚しき僞書なること論を俟たず、其故は如何となれば、園太曆は、中園相國公賢公の日記にして、公賢公は、應永廿九年より六十年三年前なる、延文五年に薨せられたれば、當年の日記は決して有るべき理なく、其目錄もいかでか有るべき、然れば、後龜山天皇の崩御の年月は、舊説に従ふべきなり。

後龜山院天皇東宮の事

史徵墨寶考證の、古本帝王系圖に、後村上帝ノ皇子第四ハ、泰成、東宮、太宰帥下、一條經嗣ノ荒曆ニ、應永元年二月六日南主、奉號大覺寺、後龜山天皇、○於天龍寺長光坊與准后、○足利、義滿、有謁見事爲初度云云、彼舍弟於南方、爲東宮、

同御對面トアレバ、泰成親王ハ後醍醐帝ノ例ヲ追ヒ、立坊以前太宰帥ニ任セラレ、南北合一後モ、嵯峨大覺寺ニ御同居ナリと見えたる、當時の東宮は、此の説の如くなるべからむも、宗良千首の(新葉集上)に、天授三年の春、千首歌讀て奉りしつゝ、み紙に、花をさしくはへて、中務卿宗良親王下とあり、奥書に、天授二年の夏の末つがた、山風もしづかにふきて、しづけき梢も枝をならさず、日ぐらゝの聲ものごかに聞えて、大宮人もいごまある頃なればにや、内、東宮二御方、千首御歌あそばさるべしとて、(新葉集祇神)天授二年の秋、千首歌よませ給ひける中に、三輪を御製院天皇云々とあり、關白を初として、面々おなじ題にて、歌奉るべきよし、仰ごこ有るかごも、中春宮御歌、みよしの、瀧のしら玉敷そひてかつちる花にはる風ぞふく、下見えたる東宮は、決めて泰成親王には坐さるるあり、此の千首は、天授二年あるを、それより六年後に上奏せる新葉集に、太宰帥泰成親王と記して、(四季戀)凡て五首、各太宰帥泰成親王と署せり、他の親王と異

なることなき、新葉集の例、大臣以上は官職のみを記して、名をしるさるるなり、既に、中宮は中宮とのみ記して、御名を記さるるなり、東宮の書式もこれと同じかるべきは、論を待たざることなり、まして東宮を、太宰帥と署すべき理無きをや、或は宗良千首の奥書にのみ、(新葉集の傍證)ありとも、東宮と見ゆればとて、他書に所見なければ、孤證にして、信け難しなごいふらめど、天授元年の五百番歌合に、春宮大夫顯統、春宮權大夫師兼あり、(新葉集)には、春宮大夫師兼とあり、これにて、當時東宮の坐し、このことは更に論なけれども、其の御名を記し奉れるもの、傳はらざるは、甚口惜し、故に今、其のよしを略記して、大方の教を俟つになむ。

小倉宮は後龜山院天皇の御孫なる事

大日本史に、後龜山一皇子小倉不知母氏、中後、帝居嵯峨、正長元年夏、稱光帝不豫、繼嗣未定、小倉意欲以其子承大統、秋、竊奔伊勢、椿葉冬、伊勢國司大納言源滿雅奉之起兵、與世保持賴、戰敗死、北畠系圖○椿葉、記作土岐與安世

保與安訓讀同 小倉出降復居嵯峨子教尊入勸修寺爲僧椿葉記 小倉宮を、後龜山院天皇の皇子と爲れど、椿葉記には小倉宮の後龜山院天皇の皇子たる明文無し。伏見宮に秘藏せらるゝ建内記萬里小路内大臣時房公日記 嘉吉三年五月九日に後聞、南方小倉宮後醍醐院立孫 後村上曾孫 後龜山御孫 去正長比出奔 伊勢、依懸望歸京之後、以子息爲普廣院殿御猶子、入室勸修寺門跡、其身得度法名聖承云云、俗名可尋、之、近年自嵯峨移住下京邊給 近日所勞氣云圓寂云々、與海門和尚同日希代事也、と詳に、世次を記せり。看聞日記には、五月七日、聞今日南方小倉殿逝去云々、十日抑海門和尚昨夜入滅云々とありて聊異れり。勸修寺長吏系傳略に、宮權僧正教尊贈政大臣普廣院源義教公、御猶子、實者南朝小倉宮入道とありて、後龜山院聖承第一、御子、後龜山院御彦、後醍醐院六世之御子也とありて、後龜山院天皇の皇孫に坐すこと疑なし。因に、勸修寺長吏系傳略の據るべき書なるを云はど、(文中往々誤脱はあれど)看聞日記嘉吉三年十月二日の下に、抑、勸修寺門跡へ、侍所所司 大勢向門主坊人等召捕、聞此宮南方小倉殿息也と見え、滿濟准后記に、永享二年十月四日、勸修寺

門跡相續仁休事、今日伺申處、小倉宮、息可宜旨被仰了、十三日慈尊院僧正來、就小倉宮御息入室、條々申入旨、一、室町殿御猶子可然、由自小倉宮被申入事、略中十一月廿七日、勸修寺新門主入室、小倉宮、息十二歳、室町殿御猶子仍今日先被參、室町殿其後入室云云とあるに符合して、疑ふべきふしなし。(恒敦宮の御事も、思ひよれること無きにあらねど、猶確證を得て世に示すべし。)

典籍雜攷

續神皇正統記

此の書、一に正統源流と題し、また正統續記と題せり、共に予の架上にあり、然れども、續神皇正統記とあるを正しと爲すべし。(其の説、下に云ふを見るべし)或人、此の題號を辨じて云はく、神皇正統記は、南朝の正統なる事を、委曲に論辨せる書なるを、此の書は、北朝の事を記せれば、甚當らざる事なりと、今按ずるに、此の論も理なれども、永享四年十月八日の看聞日記に、崇光院以來宮中轉變事、竝世上事、禁

裏聖運開事等具一卷記之正統興廢記と名付内裏爲備叡覽今日清書了裏は内
御子後花園帝を云と見え、また、十三日庭田宰相出京正統興廢記勸修寺に禁
裏園帝後花へ可密奏事如何之由令申と見ゆ此の正統興廢記は、今世
間に流布する椿葉記なり此も看聞日記の、永享六年八月廿七日の
下に、御乳人内裏歸參抑崇光院以來當代御事號椿葉記一卷記録禁裏人
見參予先途事等委細記之と見え、また、九月一日の下にも、御乳人參
内裏御書持參椿葉記進御返事也、委細記録殊以被悅思食之由被仰
下見えたり、然れば、北朝方の人々は、椿葉記を正統興廢の記録と爲
しあるべし、然して此の作者の事は、盈春卿記官壬生享保十四年三
月二日の下に、主殿寮小野佐渡守職茂來云、續神皇正統記、此書作者
相知不申候、奥書には、小槻宿禰と計有之名字無之、小槻氏と奥に書
之候上者、予方に而作者相知可申歟、可考給之由、此事自近衛家之御
尋也云云、予當座不考當夜に風當與於考當者其元迄可告知之由令
返答了とあれども、三條西實隆公記に、明應五年十二月三日丙子、續

神皇正統記晴富宿禰今日借請行二法師者也とありて、晴富宿禰は盈
春卿の同族なれども、此の頃は、其の傳を失なひしなるべし、然して、
晴富宿禰の趣意は、奥書に神皇正統記至千後醍醐院合録之全部也、
光嚴院以來、繼嗣奉加載之爲補老後之忘氣也、匪敢爲續集矣、と見え
たる如く、南北正偽論無く、後土御門帝までの事を記し、なり

歷代編年集成

此の書は、釋門永祐の撰にして、序に夫帝王編年之書、是多賢哲往古
之作不少、雖舉其宏綱、未撮其機要、非無遺憾、可謂缺典、爰有釋門之逸
才、志雖在權實聖教之弘通、眼不倦史官之載籍、因序歷代帝系之年譜、
附以千載釋氏之舊事、盡三國之精微、如時寶鼎於几上、分數軸之章段、
似聯群玉引府中、功倍馬史、價踰趙璧、錄爲三十卷、號曰歷代編年集成、
云爾とあり、然るに帝王編年記と題せる本には、釋門永祐撰の字あ
ることなく、加之序文の錄爲三十卷とあるを、錄爲廿七卷、號曰帝王
編年記とせるは、如何なる故ぞと云、思ひ惑へりしを、往年前田侯

爵家の珍蔵せらるる古書を閲覽

に、野口之布氏の云へるは、

此の書は、原公卿の高辻家に古本ありしを、當家へ借て寫し、時に、彼の本の一の巻の發端に、歷代集第一從神代至反正第七卷欠。七帖之内とあり、六の巻の初に、歷代集第六從後廢帝至後伏見七帖之内とありて、第七卷の闕けたるより、何人か校意に闕けたる巻を除き、題號を變更せしものぞとて、左の奥書を示されたり。右歷代編年集成三十卷、釋永祐之所撰、而菅黃門家藏之舊典也、往歲雖寫斯書於洛、有故不得校仇焉、今茲甲戌之春再借原本、閱其端末紙墨古雅而無贗書之疑、只惜脫卷不可相求也、遂命書手悉證亥豕以收秘府云。時元錄祿七年龍集甲戌三月既望、中和氏菅綱識とあり。此にて、原名は、歷代編年集成にて、三十卷あり、事明らかあり、殊に闕けたる三卷には、南北朝の事のありつらむを、惜むに餘ありと云へし。

蛙鈔

橋本經亮氏(梅宮祠官從五位上肥後守)の説に、蛙抄は、三條家に秘蔵

せられし裝束抄なり、邂逅に、袍部及車輿部の二冊は、世に流布せり、今又下重部二冊、半臂、袖、表袴部一冊、直衣部一冊、打衣部一冊、以上八冊也、此の餘もありといへども、未知らず、半臂部に、其事見、小忌部とあるを見れば、小忌部などもあるべし、而して此の抄は、三條家のものとも見えず、當家と抄中にあるは、洞院家の事なり、若疑らくは、東山左府實熙公などの手に出たりしにや、可考事なり、先年この事を瑜伽心院入道前權大納言紀光卿(柳原)にきこえければ、さもあらむと諾ひたまへり。蛙抄 第一車輿部 第二直衣部 第三打衣部 第四下襲部 第五同 第六袍 第七冠部 第八半臂部 已上八冊也 云へるは、確實ならざるが如くなれども、予が藏ある古寫本、其の他の本にも、實熙公の抄物によし奥書せれば、動かざる考と云ふべし。

都記

此の記は、記録目録等に、源經信卿記、また、權中納言藤原顯隆卿記を

も、共に都記と記し、然して、史籍年表伴信友翁著の治暦四年の
 下に都記と記し、標注に都記權中納言藤原隆卿と掲げられたれども非なり、
 此は、源經信卿の記なること論なし、經信は太宰帥にて、承德二年に
 年八十二歳にて薨せし故、これより推せば、寛仁元年の生にて、治暦
 四年は五十二歳なり、顯隆卿は、尊卑分脈に、大治四年正月十五日薨
 五十公卿補任を參攷するに熟く合へりと見えて、これより推せば、
 延久四年の生れにして、治暦四年は、出生の四年前なれば、其の誤謬
 なる事いと明らかなり。

内裏儀式

此の書所藏の本三部ともに、正朔拜天地四方屬星及二陵式 賜
 鎰并進式 行幸時賜鎰鎰一并進式 正元受群臣賀式并會 少
 納言尋常奏式 七日宴會式 八日賜女王祿式新嘗會亦上卯日獻
 御杖式 十六日踏歌式 十七日觀射式 每晦日進御麻式 賀茂
 祭日警固式 奏成選短冊式 五月五日觀馬射式 以上の諸編の

みにして、本朝法家文書目錄に、内裏儀式一卷 兵部覆奏式 大駕
 鹵簿 飛驒式 冊命皇后式 冊命皇太子式 齊内親王參入伊勢
 式 出雲國造奏神壽詞式 叙位式 衛府兵仗奏式 衛士交替式
 告朔式 百官上賀表式 五位以上上表式 賜遣唐使節刀式
 入唐使節刀式 入唐使進節刀式 賜將軍節刀式 賜鎰并進式
 行幸時賜鎰藏本内裏儀式も并進式 少納言尋常奏式 六月奏
 御卜式 十二月同式 六月神今食祭式 十二月同式 六月御贖
 式 十二月同式 九月十一日奉幣伊勢太神宮式 十二月別貢諸
 陵幣式 晦日進御麻式 正月朝拜天地四方屬星及山陵式藏本内裏儀
 式同じきもは、圖を付く。とあるに合はず、但、卷數の一卷は符合せり、壺井義知
 翁は、正朔拜天地四方屬星及二陵式に、天皇端笏北向稱所屬之星、名
 字、當年屬星名錄存字錄、とあるに依りて、此の儀式、弘仁九年成歟、此
 年戊戌也、と云へるは、宜なる考なりけり、此の祿存は、寅戌二年の本
 命あるに、まづ寅の年は、弘仁元年なれども、此の歳は大同五年にし

て、其の九月十九日に、弘仁と改元ありしなれば、其の元旦の儀を擧ぐべくも非ず。そは、弘仁十三年も、寅の歳なれど、前年○弘仁十二年に、弘仁内裏式成れる故に、九年○成を除きては、當年屬星名祿存とあるに、合ふ年なればなり。また、七日宴會式に、○中正月七日乃御弓又種種矢獻乎奏無勅即退出大臣喚内豎稱唯出跪大臣宣喚内藏寮内豎稱唯出喚允以上一人跪とある文の下に、又壺井翁注して曰く、或人問云、内裏儀式與内裏式其成先後以何爲先哉答云此儀式先成而次内裏式成歟、内裏式七日篇注、舊例大臣先喚内豎令喚内藏寮允已上得之、依此文可知其先後乎と云へるも當れる考なり。然るに、藤貞幹氏は、此の書を偽書なりとして、内裡儀式疑義と云ふを著はして、甚く辨じて、云く、按、此儀式大臣喚内豎稱唯出跪、大臣宣喚内藏寮内豎稱唯出喚允以上一人跪とあるは、弘仁内裏式を踏襲して書たる者也。實に弘仁内裏式より先に、此の儀式成りて、内裏式の注の舊例となす者、此儀式等の文をらば、此儀式に、寛平二年に始りたる四方拜の

篇あるべからず。元日四方拜寛平二年に始ること、小野宮年中行事等に見えたり、鶴翁は、國學者流の巨擘あり、此儀式に於て、一事疑ふ所なく、反て信用せしは何ぞやと論へれど、塙本の小野宮年中行事に、此文無し、山根輝實の内裏儀式疑義辨○此は内裏儀式疑義を辨駁せる書なりに、小野宮年中行事を按ふるに、元正朔天地四方拜屬星及二陵の下の注に、元旦四方拜事如見寛平二年御記疑是濫觴乎云々とのみ書されて、寛平二年に始め給へる由を、御記に據りて書されたるにても有らざるを、小野宮年中行事等に見えたりとは、尤疎忽なりか。此處のみならず、下文にも四方拜を、寛平二年に始められたり云へる説あり、孰れも皆小野宮年中行事を見ずして、人の説を據せしよりの誤なりと云へば、或人答けらく、實に然ることなり。こゝに尤をかきしき物語侍り、或人の門に、犬あまたつごへり、或人、其の犬に打向ひて問けらく、さきの夜、汝等いみじう吠たるが、さだめて怪しき物見つらむ、其は盜人なりしに歟と問へば、白犬答へけらく、我等は、實に打見たるにあらねば、如何なり

し物ごも知侍らず然らば、何の故によりて、吠たるにかご問へば、黒が吠侍りしによりてなりと云へり、また黒に問へば、むくが打しきり吠侍りしかば、ようこそあらめと思ひ侍りて、吠えつるにこそ、若し問はせ給はむには、むくに問はせ給へと云へり、むくは、我等より先に、茶斑が吠侍りしかば、おのれも共に吠侍りしなりと云へり、こやつ茶まだらと呼べば、打眠りたりしが、目をさまし尾を打振りて云へらく、小夜更けて怪しき足音のし侍りしによりて、此は盗人ならむと思ひて、共に吠つるなり、けしき心は侍らずと云へり、再び云けらく、汝等はまこと偽をもたし、敢ず、聲々に吠つるこそ安からね、數多の人をも惑はする業あれば、今日よりは、しか漫に吠そ、若、白にまれ、黒にまれ、但は茶斑にまれ、吠ゆる聲を聞きたらむには、いつれも其の所々に行きて、慥に、聞定め見定めたらむ上にて吠よ、若漫に吠たらむには、しもご持て打たむと申と云へば、犬じ物膝折伏せて、仰せごとかしこまり承りぬ、今日よりは空吠し侍らじと、誓言た

て、歸りぬと云へる、譬物語に甚能く似たり、○此の譬、聊感する事あり故に、冗長を厭はせり、塙本並に一寫本の、小野宮年中行事に、元旦四方拜事云々の注無きを見れば、此の注、若しくは、後人の攪人ならむも知るべからず、四方拜の起原の明文あらざる事は、一條兼良公の江家次第抄の四方拜の下に、四方拜縁起未明○中元旦四方拜事始見于寛平二年御記疑是濫觴乎とあるを以ても知るべきなり、また或人は、仁和寺書目に、内裏式の次に、内裏儀式一卷と見えれば、内裏式より後の書なるべしと云へれど、仁和寺書目は、然る次第に拘はらざる多し、既に帝紀の部に、敦光の撰なる本朝世紀を、其兄敦基の抄せる國後抄の前に擧げ、○其の公事の部に朝隆の撰へる雲圖抄を、後三條帝御撰の禁秘記抄の前に擧げ、○後三條帝の御時は、朝隆のたる如き、枚舉に違あらざれば、此の説も從ひ難し。文明十年十一月廿二日の晴富宿禰記に、自禁裡被借召之間内裏儀式三卷進上之付妙蓮寺了、但可進之由被申之間付戸部了とあるに依りて按ふるに、法家文書目

録も載せたる本も、予の藏本も殘闕本にして、且後人の次第を調べず筆記せし者なるべし。仁和寺書目に載せたる本も一冊なれども、篇目を記さざれば、全本か否か知るべからず。然るは、此の書、何れも一冊ごあるを、此の記のみ三ごあり。はた、禁裡より借召されしを以ても、全本なるべく思はれ、且、此の儀式に據りて成れる、内裏式三卷なるをも思合はさるゝなり。總て内裏儀式疑義辨に論へる如く、當時の撰なること疑無し。貞幹氏は、考證家なれども、往々甚しき杜撰あり。其の辨は、別に記せる者あり。

歴代皇紀

此の書大炊御門家の藏本は今圖書寮に在り六帖にして、神代より宇多帝までを第一帖とし、醍醐帝より堀河帝までを第二帖とし、鳥羽帝より後鳥羽帝までを第三帖とし、土御門帝より後伏見帝までを第四帖とし、後二條帝より崇光帝までを第五帖とし、後光嚴帝より後土御門帝までを第六帖とし、各帖に裏書あり。皇代曆、また、皇代略記と題して、六帖の古本あり。二部ごともに、總て大炊御門本に同じ。また、丹

鶴城所藏元紀州新宮の城主水野家の本は、塚土佐の人河原六冊に分ち、冊ご帖ご、唯製本ご、裏書の位置の差のみにて、是亦上の諸本に同じ。また、予が所藏の本は、皇代曆と題して、裏書を別に一冊ごせり。書名に、曆字を用うることは、御曆、愚曆、園太曆、また、年代曆、掌中曆、二中曆等の類數部あり。然して、柳原紀光卿の續史愚抄、龜山院天皇の正元元年より、後桃園院天皇の安永八年までの史にして、凡て當事の日記を主とし、傍ら諸書を參取して八十一卷あり。實に史家の寶典と謂ふべし。には、曆代最要と擧げたり。此の事に附て、先年、老友小河一敏氏が、柳原光愛卿に質問せしに、其の答に、曆代集、又、皇代曆とも云ひて、曆代皇紀の一名なりとあり。園太曆、延文二年十月廿六日に、予秘抄號歴抄とあり、十二月十九日に、曆代要官抄三帖隨召令進上候、老後蒙昧爲忽忘、注集候とあり、延文四年正月十八日に、抑予年來秘藏智囊號歴抄、去年不慮達天聽、有召之間、進覽一本可寫進旨奉、勅定、此間種々經營再三加添削、今日進入之とあり。然れども、此の作者なる、洞院大

相國公賢公は、後光嚴院帝の延文五年四月六日に、七十歳にて薨せられし事は、公卿傳竝に園太曆の奥書にて明らかなり。然れば、嗣作の者あるべしとて、又、同卿に質問せしに、曆代最要は、公賢公にして、嗣筆は、甘露寺親長卿なりとありて、此の書の作者は判然たり。公賢公の博覧なりしは、拾芥抄も公の作あるよし、我友大橋長憲の所藏の、拾芥抄の三條西實條公の奥書に見えたるにても著し、因りて按ふるに、大炊御門本以下六帖に分てる、第五帖の崇光帝までは、最要抄にて、第六帖より嗣筆あるべく思はるゝは如何あらむ、猶熟く考て定むべし。故親友大澤清臣氏は、此の書は原名皇代曆なりとて、曆代皇紀と云ふ題號は、水戸の徳川家にて負はしゝなりと。此の言據あることには、是も能く探ねて定むべし。

一代要記

歴朝要記の凡例に、一代要記不知作者、上自神武天皇、下至花園天皇止、其在位之間大事必記、注其詳體如日曆、係皇后及妃嬪皇子皇女多

寡、且記三公九卿補任年月、使欲考前朝事者、便於搜索と云へるが如く、所謂る大事記の詳悉あるものあり。但、此に上自神武天皇と云へれど、世間流布の本は、景行天皇記の殘欠より、(塙本)または、允恭天皇の記(水戸本)以下の諸本同より始めり、然して塙本は、景行天皇の初首缺たれば、全ら之を始と云へきならねば、考信閣(高松藩の編史局)には、如此有る本のありしなるべし。季連宿禰記の元祿八年八月八日の下に、去四月八日、自大炊御門前右大臣殿、所令拜借。一代要記十冊、近日終書寫、功之間、晚景持參彼亭(此本大澤清臣ぬし珍藏せらる)付諸大夫山本内匠助令返進了、一代要記者自金澤寶藏所出也、此記言光圀卿令寫給、彼卿被名、一代要記之由、或人所語也、不知其實否。と見えたる如く、一代要記の名は、蓋光圀卿の命ぜられしなるべし。曆代皇紀も、彼卿の負はせられし名ありと云ふ説あるをも思合すべし。然るを、或説に、一條禪閣兼良公の撰なりとあるは、年立抄と混へつる訛なり。年立抄は、醍醐天皇より起りて、曆代皇紀の神代より、宇多帝までを略きたるものにて、宇

句體裁毫も異なる事無し、抑此の公の著書につきては、世上に種々の論あれども、此は曆代皇紀の條に云へるが如く、書名一定せざるものゆゑ、彼の公の年立抄と記し置かれたる本を、後人直に公の撰述せられしものと誤解して、公の撰述とは爲し、なるべし、また、世々樞覽と題せる本ありて、奥書に、右從光仁到花園記、不知誰人記之、於相州鎌倉求之令書寫也とあり、卷數諸本區々なれども、一代要記の略本にして、光仁帝より圓融帝までは上皇以下公卿補任を總て省き、花山帝以後は、上皇太子を悉く記し、皇子を二三柱づゝ記したり。

南朝公卿補任

此の書は、備前の河本の家より出たる由、玉勝間、その他の書にも見えたれども、熟く見るときは好事家の偽作なること論なし、然れども、往々博覽の史學家にて、此の書の爲に誤まらるゝ事の慨たさに、左の二説を擧げてこれを辨へむとす、塙保己一叟の著はせる、南朝

公卿補任考に云はく、

延元三年 參議從二位藤清忠 右大辨三月廿一日薨於吉野

公卿補任云、三月廿一日於吉野離宮薨

同年 非參議正三位顯王 六月日薨於吉野先出家云々 (賴圀云、顯ハ顯ノ訛ナリ)

公卿補任云、六月日先出家云々、其身在於吉野

同年 前内大臣從一位定房 正月廿三日薨於吉野號吉田

公卿補任云、正月廿三日於吉野薨

正平廿二年右大臣從一位藤公重 月日薨於吉野

公卿補任云、貞治六年月日薨於南方

按ずるに、延元二年より元中九年まで、凡五十六年の間、吉野に於て薨逝の人、此の四人に限るべからず、もとより南朝の補任なれば、吉野の字、注するに及ぶべからず、これ全く補任をうつせる物と見えたり。

正平十三年四月廿八日新待賢門院崩

按ずるに、七々忌御願文、及女院小傳に據るに、十四年崩今十三年
となすものは非ならむ。

正平十四年四月廿九日新陽明門院崩

按ずるに、女院記、女院小傳、帝王編年記、歷代皇紀等の諸實錄に據
るに、永仁四年正月崩す、今、正平十四年となすものは、六十三年を
たがへり、(賴圀云、園太曆も、南朝公卿補任と同じけれども、此は新
待賢門院の誤なること、當時實地に行はせられし、新待賢門院の
別當通冬卿の願文に徴して明なり、)

同年權大納言從二位藤家賢右大將奉
宮大夫

按ずるに、通冬卿新待賢門院七々忌御願文に、正平十四年六月十
五日、別當正二位行大納言兼右近衛大將とあり、(かるに、家賢を
以て右大將となし、通冬の名、此の補任中にのせざるも覺束なし。
賴圀云、公卿補任、及中院系圖に通冬卿は、觀應二年十二月廿六日

參南方と見えたり、

文中二年月日世泰親王立太子

按ずるに、嘉喜門院御集云、正平廿三年八月常よりもあはれなり
し夕ぐれに、春宮の御方よりおもひやれ云々、これに據るに、今年
三月十一日後村上帝かくれ給ひ、後龜山帝位につかせ給ひて、(賴
圀云、此の説は非なりといふ近世諸大家の辨あり、就きて見るべ
し)則、東宮を立て給ふと見えたるに、文中元年にいたるまで、東宮
の官人を注せず、又、世泰親王立太子の明文所見なし。

同年月日御諱被改熙成

按ずるに、寛成熙成同訓あるによりて、同帝としたるにや、寛成は、
後龜山帝の御弟、(賴圀云、此の説の非なる事、諸家の辨あり、長慶院
あり、これ小一條院御例にて、東宮より、直に、太上天皇と稱せられ
給ふと見えたり、(賴圀云、此の説も、諸家の辨あり、)元中二年九月十
日、太上天皇寛成と書せ給へる御眞蹟、現に高野山に藏むる所な

り、後龜山帝御在位のうち、すでに太上天皇寛成と書せ給へるにて、一帝にあらざる事をしるべし。

天授三年七月十日春宮世泰薨

按ずるに、新葉集哀傷部云、世泰親王、かくれ給て、如意輪寺にをさめ侍し、又の年云云、此の文に據るに、世泰親王、立太子の事あるべからず、實に立坊のとをば、前坊などしるし給ふべし、また、御諱をもかゝせ給ふべからず、頼圀云、三公すら、撰集に名をしるさざる例なるを、争で東宮の御名を書くべき、況して親王と書くべき由なし。

天授五年二月日良泰親王立太子

權大納言從二位藤師兼二月日兼春宮大夫

按ずるに、師兼、文中二年世泰親王立太子の日、權大夫に任じ、天授二年に正に轉ぜられしよし見えたれば、不吉の官人、再任すべからず、又、新葉集によるに、後龜山帝中宮おはします、而るに、此の補

任に、中宮の官人を記さず、かたぐ不審なきにあらず。

以上埜氏の説なり、また、足代弘訓氏著の寛居雜纂に、南朝公卿補任、偽書たる證據と題せる一篇あり、左に掲ぐ。

一、南朝に、高倉大納言光守卿といふ人あり、二所大神宮禰宜轉補記、一禰宜朝棟の條下の繪旨に、

以朝棟神主、如元可爲一禰宜可被下知者、天氣如此、仍執達如件

延元四年八月十六日

左中辨光守判

祭主三位殿

とある人にて、後には大納言になられたり、中御門宣胤卿記、長享三年八月兼熙卿侍從、事の條に、南朝、僞主御政務之時被改天下之官爵、之故各更申請宣旨、依之正平七年後二月六日叙爵同九日任侍從、上卿高倉大納言光守職事頭右大辨守房云云とあり、此の人をもらしたるは、僞撰の一證なり。

一、この公卿補任は、おほかた、南朝の撰集新葉集などによりて、集め

たるものご見えたり。然るに、新葉集のうち、從三位朝棟從三位家
 行といふ人あり。これ二人ごし外宮一禰宜にて、度會神主なるを、頼
 園云、類聚神祇本源の首にも、天照豐受皇太神宮禰宜正四位上度會
 神主家行撰ご見えたり。撰集の例にて、三位以上には姓をかゝざる
 故、藤原氏ならむごおしはかりて、藤家家行朝棟ご擧げたるは、偽作
 者のいみじき誤なり。朝東は、今の宮後二位朝榮卿の先祖にて、三禰
 宣朝親男、永仁四年六月任禰宜、延元四年七月廿三日爲一禰宜、興國
 元年叙從三位、同二年八月十七日薨七十。家行は今家絶たり。三禰宜
 有行男、嘉元四年三月三日任禰宜、興國二年八月十七日爲一禰宜、朝棟
 替同年叙從三位、右二人ごも、二宮禰宜轉補次第記、山宮祭の祝詞等
 に見えたり。

序にいふ撰集の例、五位以下をば姓ご名をか、曾禰好忠、紀貫之
 などのごとし、四位には、姓名朝臣ごかく、藤原家隆朝臣、藤原定家
 朝臣などのごとし、三位以上には、官ある人は官ご名をかき、散位

の人は位ご名をか、中納言家持、正三位季能の類なり。これ大略
 なり。

一、長慶院御諱は寛成、後村上天皇の太子にて、南朝の一代あり。然る
 も、かの補任に、後龜山院ご御同人ごして、御諱をも、寛成を熙成に改
 めさせ給へるやうにかきあしたり。世に此の偽書の補任を信じて、
 南朝を三代といふ説あるは、事實にそむけり。此の事、委しくせむに
 は事ながし。

これらの外、猶、諸實録を以て參攷せば、偽撰の證ごすべき事ごも、
 多かるべけれごも、專務にあらざる故、さのみはえ考索せず。一昨
 年、檢校塙氏、史料御用にて逗留せられ、日々面會せしをり、右の考
 ごもを語るに、かの翁も同意にて、偽書なる證據を、二つ三つ語ら
 れたり。後日に筆記せむごおもひしうち、事にまぎれて忘失せり。
 但し、標題は今忘れたり。何ごかいひて、南朝の事實を、諸實録より
 拾綴したる塙著述あり。去冬おのれに、神宮の事につきて、問はる

事ありて、右しらへすみたらば、版下にかゝるべしといひおくられたり。右を檢閱せば、論をきかずとも、偽撰の證明白なるべし。

文政四年七月

足代 弘訓

右の二の辨にて、此の書の偽作なること論なかるべし。

典籍秦鏡

此は、書商びと尙古堂の(尙古堂は、芝神明町の岡田屋嘉七の號なれども、自叙に華陽洞人田口明良撰とあり。岡田屋の苗字は、佐久間なれば、田口は氏ある歟、猶尋ぬべし。然れども、彼の家の他には、如此書籍に委しき書僧はあるまじく思はる。撰にして、專書商買の爲にせるものゆる、作者、卷數、輪廓、界紙、眞行草、及假字交等の如き、各書の文體、また、製本の体裁、且、その價を記し、伊呂波分けとあして、搜索に便ならしめ、凡て八冊あり。今、左に序文を掲げて、當時諸本の種類を知る一助と爲す。

典籍秦鏡序 蝌蚪篆隸八分草楷、其由來尙矣。秦皇燒書、唐帝改爲今

字、宋元以、還有宋本、元本、明本、朝鮮本、清本、韃靼本、琉球本、天竺本、南蠻本、西蕃本、蘭本、我邦有、足利本、金澤本、山日本、博多本、駿河本、長門本、多賀本、景清本、直江本、師直本、天海本、鐵眼本、鐵山本、日相本、湛然本、貞徳本、鎌倉本、五山本、高野本、嵯峨本、角倉本、八坂本、和州本、尾州本、門跡本、宮様本、磐船本、饅頭屋本、大石寺本、善要寺本、要法寺板、大典本、大關本等、又有、石刻、勅板、活版、銅版、能知其字體、決畫、偽似貴賤者、幾希而已矣。獨此書能辨其源委、詳之、如示諸掌上也。而名此書曰、秦鏡、何也、曰、方鏡四尺、表裏有、明能見人、表五臟、始皇以照宮人、知其情、而殺之、此葛洪之妄也。尙古主人之洞視、書之偽似貴賤、及其源委、也、明於照秦鏡十倍矣。何用葛洪之妄、是爲也。唯是文其標目耳。予平生到尙古堂、買書、主人曰、某、宋本也、某、元本也、某某、足利本也、金澤本也、實如提、日月、往于康衢也。請、試論之、有蟲曰、徹、入觸氏蠻氏之腹、知其密謀矣。春日胡蝶、僊々乎、舞花間、香夢曰、蝶樂也。哉、寺智曰、汝非蝶也。焉、知蝶樂哉。香夢曰、汝非香夢也。焉、知香夢之知蝶樂哉矣。玉花之

神智能知褒鄂之心腸服之其餘則驕之矣主人之洞知書之偽似貴賤及其源委也亦皆如此故曰明於照秦鏡十倍矣且醫書也不以人貪天價皆廉也嗚呼盛也哉頃日袖此書來乞序於予聊題其端如此矣。

天保十二辛丑秋七月

五溪 宮田華龍撰

古事記

此の書は和銅五年太安磨朝臣の獻上せられし書にして其の撰錄せられし始末は古事記傳古史徵比古婆衣等に見えたるが如し然れども新撰龜相記此の書は吉田子爵の家に傳はれる龜卜の傳書にて天長七年に成りしを天祿四年に書ける卷子にて其の中に本辭數條をしるせり然して此の珍貴なる古書を知る人希なるを慨み學兄角田忠行翁は抄本を印行せられ小中村清矩翁も要文を抄出して如蘭社話に載せられたり未世間に出でざりしかば其の原書たる舊辭本辭の如何なるものなるかを知らずしての解釋ゆる

臆測に陥り或は誤り或は隔靴の憾を免かれず特り吉岡徳明氏の古事記傳略は龜相記に依られたれば甚めてたし橘守部叟は伊豆の道別に大言を放ち舊事紀直日に舊事紀の文を意にまかせて此は本辭風彼は舊辭風ぞと分てるは杜撰も甚しといふべしまた寫本にて傳はる古事記も數本あれど今その一二を擧げむに尾張國名古屋の眞福寺に傳はれる本は賢瑜の書にして賢瑜は同寺に藏めたる祕藏寶鑰と云佛書の奥書に應安第三天十二月廿七日於尾州大須庄北野眞福寺寶坊書寫畢金剛資賢瑜廿七とあると古事記上卷の傍書の執筆賢瑜俗老廿八歳と合せ見れば應安四年の書なる事論なく但此の傍記は殆ど綴糸の内に入りたるを以て能く注意せざる徒は之を知らず見過せる人多し中卷も廿八歳と記し下卷は廿九歳とあれば應安五年の筆なり往々誤字も有れど古き寫本なる故いごめてたし先年友人の疑問に古事記傳に眞福寺本を引かれたるが本書に違へる事の多く見ゆれば實は見られずして

然云はれしにやといへり、予答へけらく、彼の大人、いかで然る虚偽あるべき。きはめて轉寫の、然かも善からぬ本に依られしならむと云へりしを、去ぬる明治十五年の四月、に伊勢國松坂ある本居家にて、翁の校本を拜見せしに、寛永板の古事記に諸本を委しく書入れられ、其の押紙に、天明六年丙午、尾州源君の眞福寺本を寫さしめられし時、寫人の別に寫し置ける本を借て、校合す云云とありしにて、予が信仰の違はざるを證せり。また、石原正明の年々隨筆に、尾張に物して、無所得上人とぶらひに、眞福寺に行きて、古書なども多くみたりし中に、古事記の抄本あり、奥書をかくて、いつ頃の物と定めがたけれど、此の寺の所藏は、延慶元年より上、弘安建長より下なるが多かり、其の中にも、古色みゆる物なり。これは、いにしへのよみざまなるを、かくておもへば、傳のよみざまいごよう似かよひたりとて、建御雷之男神を、大國主神の許に降遣はされし所の文を擧げたり。然るに、一二の學友これを疑ひて、眞福寺本の古事記には、一切訓點無

きを、如此詳に、訓點あるは甚怪し。恐らくは、石原氏の偽作ならむと云へりしに、予答へて云はく、石原氏は、名古屋に遠からざる地の人なれば、忽に暴露はるべき偽を云ふべくも非じ。はた、此の文に、古事記の抄本とありて、全本とは云はざるなり。然れば、所謂眞福寺本の古事記の外に、かゝる書の有るならむと辨へつれど、學友は更に諾へる氣色無かりしに、此も同年、予彼の寺に往きて見つる書籍の中に、古事記上卷抄と題して、年年隨筆に記せる文あり。此を寫し取り來て、彼の友人に示せて、其の疑を解けり。此を以ても、漫に古人を疑ふことは、慎むべきわざなりかし。また、應永本と稱する寫本あり。原書は、伊勢の足代弘訓叟の、塙保己一翁に贈りし本にて、當時、足代氏は、平田翁の巫學談弊の出版を妨げむが爲に、當地に來れる際の事なりとぞ。田中頼庸翁の校訂古事記に、伊勢本と名づけしは、此の本あり。予が持てる本は、彼の本を、狩谷望之叟の寫されたる本にて、其の奥に、此書古事記書寫ノ年號缺タリ。然レトモ、弘訓、藺田三位守緒

卿ノ所藏ノ古寫本ニテ、校合シタル日本紀ノ奥書ニ、

又或本云正中三年四月十二日書寫了云云

元久二年五月書之以直講中師員之本書寫之卜部兼直與記者
令私記畢云云

交了 祐徧之

正慶元年七月書寫之 尙憲

于時

應永卅年^{癸卯}四月十七日於志州答志郡伊雜神戸花表亭爲末世

神道興行拭老眼書寫畢

沙彌道祥花押^{生年十六歲也}

トアル道祥ノ年齢ヲ以テ、應永卅一年ノ寫本ナルトイナシルシ。

右藺田三位家本ノ日本紀、多分塙氏ノ許ニアリ、宇治山田ニ殘ル處

三四冊ノミナリニ貼紙せるにて、寫本の年代明らかなり、また、伊勢

に、應永卅三年僧春瑜の古事記あり、道祥本、及び、此の本ともに、上卷

のみなるは甚惜しき事なり、然して、眞福寺本と同本と覺しくして、少
異なる字あるのみなり、此の他、前田侯爵家の本、楓山本、山田以文本、
曼殊院本、此の本、今、讚岐、國琴平の松岡調所藏中津本、吉永本等の寫
本あれど、世間に廣く行はれざれば、此を略けり、但、吉永本(土佐人正
五位吉永成徳氏所藏は、古訓本に校せられたる本にやと思はる、
事あり、其は古訓古事記上卷^{三十四}自木侯漏逃而去の下なる、御祖
命告子云の六字あるを以てなり、然るは、古事記傳^{三十三}に、御祖
命告子云、舊印本、延佳本共に此の六字を脱せり、今は、一本に依れり
とあるに符合^ナへればなり、板本は、寛永廿一年に、京都の書肆風月宗
智の本と、前川茂右衛門の本と二板あり、但、同本に似て、同カには非
ず、次に、出口延佳氏の鼈頭古事記あり、鈴屋翁の古訓本あり、此の本
諸板に勝りて、甚めてたし、明治の初に、古訓本を中本に製し、序文の
辭理^見以^注明^意とある意を下につけて、^{意況}とせるを始め、一二
改め訂せる板本行はれ、^{意況}の事は、矢野翁に始めて聞けり、其より

後は、皆如此訓點する事と成りぬ。猶此の事は、大八洲會雜誌に委しく見えたり。三輪田元綱氏も、諸本を校合して上木せり。芝字田川町の内野彌平次發行此の本も、古訓本の誤字一二改訂し、殊にめでたきは、中卷榎原宮の段ある其庶兄當藝志美美命の下を、一本に依りて將娶其嫡后伊須計余理比賣之時欲殺其三弟とせる如きは、實に皇史の汚穢を除去れる、其の功大なりと謂ふべし。次に植松茂岳氏の本は、板本を高橋石齋叟の書けりし故、字體も大に他本に勝れたり。然して校異の世に出でざるは、惜しむべきことなり。田中頼庸氏の校訂古事記は、普く古本を集めて校合せる事、他に類無く、唯憾らくは、其の據なる眞福寺本に誤脱あること、例は中卷十六丁の標注に、自生御子至坐輕之堺原眞本脫本文三百七十一字及分注二十九字今从諸本とあれど、眞福寺本原書には此文あり、猶此類の誤あり。上木の際、精校せざりしに依りて、訛誤を生じたる事なり。さて、此の書の注をも聊云はゞ、卜部兼文宿禰の古事記裏書は、上中二卷の裏書に

て、僅少の粗略はあれども、時々古書を引けり、板本ながら、世間に乏しき書なり。寫本にては、縣居翁の古事記標注三冊、田安宗武卿の古事記頭書三冊但漢文また、古事記詳説三冊此は標注より、稍委しく假字交りに註せり別記二冊ありて、本書の中要文を注せり。藤以正の古事記傳説八冊上卷注五卷、中卷注三卷、下卷注欠漢文にて、標本本文の字數並に一篇の大意を注す。傳義語釋並に事物の二に分ち、儒佛の言意を以て説けり。内山眞龍叟も、注書せむ準備にや、其の持てる寛永板、古事記に、細微なる書入を爲せり。此の本、予が架上にあり。古事記歌の注一冊は、世に著はる。此の注、始て調格を示せるは、小國重年の詞の珠衣、橘守部の長歌撰格、六人部是香の篤の木綿垂、鹿持雅澄の永言格是等の諸氏が先導と云ふべし。備前國岡山の藩士上田及淵シキ叟シキ大國隆正翁の門人にて、池原香釋氏の師なり。晩年失明すも、古事記標注三冊を著はせり。大國一家の學者中の巨擘なれば、取るべき説あり。然して、古事記傳世にあらはれより、空前絶後の大著述に、他の諸

注悉く光を失ひ、希には辨古事記傳、また、難古事記傳等の反對説出でたれども、蚍蜉の大樹を撼さむとするに等しく、世間にこれ等の書名すら知らざる者多し。然れば、此の恩頼に依りて、村上忠順叟の古事記標注三冊、三國幽眠叟の略解古事記三冊、吉岡徳明叟の古事記傳畧十二冊、就中古事記傳略、最勝れたり。記傳の後説とも云べき諸説を補へり。水穂會編輯の古事記講義三冊、初學の徒に、最良の注なり。大久保初男氏の古事記講義三冊等の著書は出來れり。また、本文の體裁を改め、初學の便にせるは、大關克^ク氏の音訓古事記三冊、加藤高文氏の標注古事記讀本三冊、豚兒頼文の校注古事記讀本一冊あり。敷田年治氏の古事記標注七冊、凡例に、記傳には、十に二三は用べきもあれど云云と云へれど、他より見れば、十の二三は自説の如く思はるゝ。或人の説あり。序のみの注は、龜田保氏の古事記序注一冊あり。上卷のみの注は、黒神直臣の神代記新釋一冊、吳來安の古事記通玄解二冊、以上二部漢文、北邊御杖氏の古事記燈二冊あり。其の

説新奇に過ぐるを以て、齋藤彦麿氏はかはほり、蝙蝠義を著して之を駁し、伊勢の人某(姓名忘失)は、古事燈うちけしを著はせり。香川景樹翁の注は、歌書にくらべては最劣れり。故に初卷のみにて、稿を廢てられしなるべし。大國隆正翁も、本文を假字書に改めて、古傳通解を著はし、皇典より始めて、梵漢洋の諸書を集めて注し、また眞誥二冊を著はして、恰も此の書の別記の如く、緊要の文を委しく注せり。以上の書は、大抵、予の所藏の本に就て記せれば、猶未見ざる書も極めて多かるべし。其は次々、見るに従ひて書加ふべし。

皇胤紹運録

伴信友翁の比古婆衣の、皇胤紹運録本名來由考に、此の書の事を長享二年足利將軍義尚朝臣の求によりて、中御門藤原宣胤卿、既に在來れる帝皇系圖に増書して、清書を畢へ給ひ、翌三年三月十二日、近江ある義尚朝臣のもとに遣はしたる中書の本なるを、本朝紹運録と稱ふは、後人のわざなるべし。また、長享二年より後は、後人の

續々に書加たるものなり、普通印本奥書に、本云帝皇系圖自室町殿被書之時中書也、但小書等以他本書之未終書寫之功、長享二曆季冬清書翌年季春中旬進之、亞相藤原宣胤とありて、その書主の宣胤卿記に、長享二年十二月二日辛卯晴晚陰、自室町殿被仰帝皇系圖日々書寫無他事、晚二階堂政行狀自江州到來、御系圖朱引事也、申遣經師良椿之處、申子細、また同三年の記に、三月十日己巳晴、去年自室町殿書寫事被仰、帝皇系圖朱曳等周備之間、早可披露之由、以書狀遣二階堂政行朝臣、江州遠遠使者往來難治之間、求便宜之處、清三位入道常威依召明日可參、江州云云、仍今日遣彼宿所了と記し給へるこれなり、さて此の書の本名は、上に擧たる如く、卿の奥書にも日記にも系圖と記し給へり、然るに、普通印本には、卷首にも奥書にも、本朝帝皇系譜と書けるは、後人のわざなるべし、又、本朝皇胤紹運録と云ふ名は、外簽に於けるのみにて、卷中に見えず、後人類名の多くて、混らはしきが故に、別名を作りたるものなるべし、(大日本史にも、此の名をも

て、引書に標し給ひ、世にあまねく然云ならひたれば、今更あらためていはむは、なか／＼あるものぞこなひなり、かくて、印記の奥書に、天正十九年辛卯十月十日梵舜在判とあるに、駿府記に云、慶長十六年九月十六日(吉田神龍院梵舜、吉田卜部兼右朝臣の弟、兼視の法名あり)進藤原系圖一卷云云、十九年十一月六日、吉田神龍院諸家圖七冊進上之と在を合考るに、今流布の、印本皇胤紹運録一卷、諸家系圖合て十四卷を一部とす、その皇胤紹運録と云へるは、上に辨へたる如く、宣胤卿の撰び給へる帝皇系圖なり、諸家系譜といふは、第一卷の始に、編纂本朝尊卑分脉圖とあり、是その本名にて、特進亞槐藤公定撰とあり、大日本史に、尊卑分脉とて引き給へるは、すなはち此の書なり、卷末に、天正十九年梵舜とありて、かの紹運録の奥書と、同年なるをおもへば、駿府記に梵舜の慶長十六年に、進藤原系圖一卷、また十九年に、諸家系圖七冊進上之と見えたるは、今のいはゆる、皇胤紹運録一卷、諸家系圖を、兩度に進られたるを、然記せるものなるべ

し。○中 さて、今、印本紹運録と共に、十四卷あるは、かの駿府記に見えたる、藤原系圖一卷、また、諸家系圖七卷とある、本書を合せて一部とし、十四卷に分ちたるものなるべし。さて其の印本誤字多きを、塙保己一が群書類從に、その帝皇系譜を、なほ、本朝皇胤紹運録と題して、後陽成院迄の系譜を訂し載せて、跋に右皇胤紹運録流布印本頗多誤脱、今以古寫二本校正之、且加標註以備考證といへり。いさゝかいさをしきわざになむありける。然るにいかなればにか此の書の本名を削りて、紹運録と稱へしを採り、又、撰者署名の跋をも削り、後人の加筆と、本書の差別を辨へざりしは、いさゝかちをくさ云はれ、又或人の説には、上の書の開卷に、本朝皇胤紹運録とあるは、二丁の表なる齋主神までを云へるにて、三丁の表なる本朝帝皇系譜とあるよりの文を、紹運録と云ふは非なりといへり。然るを、我友なる菅政友氏の説に、皇胤紹運録と、帝皇系譜とは、もごより同書には非ず、其の由は後に云はむ。まづ紹運録、おのが見たるは三本あり。一は楓山の

官庫にある飛鳥井雅庸卿の寫せるあり。奥書に、文龜壬戌林鐘中旬申出禁裏御本西山内府滿季筆、銘 凌炎暑之病眼終書功者也不可外見矣。權大納言藤花押と記して、表紙に小き紙を押し、飛鳥井殿雅庸筆とあり。雅庸卿は、元和元年十二月廿二日四十七歳にて薨れ給へば、此の本、寫せる年月は定かならねど、慶長の頃にて、東照公の仰にて寫し、ものならむ。一は水戸の彰考館に藏めたるにて、伊澤左馬介と云へるが上れる也。奥書は、專、楓山本に同じく、後小松院宸筆歟とある。歟の字を云云とし、花押をば、本書の儘に記して、次に小書病眼狼籍之間所々仰公瑜禪師令書之。是又未練之書生不可説也。早可令清書而已。又如右奥書判形迄相寫以名譽御書寫也。後人可令祕藏者也。于時慶長拾四五月吉日とあり。表紙の端に、伊澤左馬介上の六字を細に書す。こは、徳川頼房卿に上れるものなるべし。此の本、如右奥書判形迄相寫以名譽御本寫也とあるをもてみるに、本書に違はじと勤みしさまも知られたり。一はこれも彰考館の本にて、もごは、大

覺寺門主の物にて寫せる也。奥書此帖目大覺寺門主家藏本寫之元慶長上皇所祕也。此の三本を合せみるに、後小松院天皇崩御の條までは、字の誤れる事の脱たるなごこそ、互に多かれ、すべては、遠へるふしもなければ、同物を寫しひがめたるにて、も一書なる事疑ふべくも非ず。楓山伊澤の二本は、後柏原天皇までは同物なれど、其の以下は大にひこしからず、又龜山院天皇の御弟御子孫より以下、後村上天皇までは三本皆同じ。たゞ大覺寺本には、恒直親王の條の傍書ある、今上御猶子永正九十一廿七宣の十三字なきのみ。是をもて按ふに、後小松院天皇より以上は、紹運錄の原文にて、それより以下は、皆、後人の書加へしあり。其のうち、楓山伊澤の二本なる、稱光院より、後柏原院天皇までは、當今の仰によりて、三條西實隆公公卿補任文龜三年權大納言正二位藤實隆五大永五年十一月十七日薨八の追書せられし也。二本、奥書の權大納言藤の下なる花押は、華押藪に載せたる、實隆公の花押を寫しひがめたるにて、此の事、實隆公記

に考へ合せば明かにしらるゝなり。そは、文龜二年六月十五日、日本紹運圖終書寫功、廿一日帝王紹運錄愚本終書功了、廿三日禁裡紹運錄御本近代分依仰書繼之、所々僻字等同直進上之と記せり、十五日に終書功とあるに、又廿一日に、愚本終書功了と記し、書名も、日本紹運圖といひ、帝王紹運錄とかけるは、同書ならぬこと思ひなされて、いと疑はしけれど、十五日の日本紹運圖をかきたるは、系なを引きたる歴代の御名ともあるべく、紹運錄とは、其の小書を指るものにて、一書なる事は、上の奥書に合せてささるべし。廿一日に寫し終れる奥書に、中旬と記し、は、大凡に云へるものならむ。又、此の記にて、實隆公追書の由も知られたり。さて、奥書にも記され、禁裏御本は、西山内大臣滿季公の書にて、題號は、後小松院天皇の宸筆といひ傳へたる由なれば、上に論へる原文ならむ事いふ迄もなし。さてこの滿季公は、公卿補任、永享三年前内大臣從一位藤滿季四十月日出家法名、後改淨導黑衣、又應永十六年條、權大納言實信卿息故左大臣公

定公猶子、諸家大系圖一洞院公定左大臣從一位應永六十六十五出家、法名元員同日薨、六十九歲號後中園左大臣
 定滿實信子依左府遺命爲兄弟從一尊卑分脈を撰ばれたる洞院、公
 定公の猶子あり、その子におはし、人のかゝれしとあるは、父のあ
 らはされし書を、うつしたるものならむと考へらるゝよあり、そ
 は諸源氏諸平氏の下、所々に有子孫見源氏之内、或は子孫見源氏見
 平家などしるして、その下に朱圈をほごこしたるは、みな今世につ
 たはれる分脈に、系ある諸姓なり、されば朱圈は、本編なる諸系を見
 やすく知らせむためのものなり、また紀氏祖、岡屋臣等祖猶多かれ
 とある下にも朱圈あり、上の源平の例して見るに、これ等の諸姓も、
 原は本編に收めしものと知られたれど、今本おほくは缺けて、高階
 橘二氏のみ全く傳はれり、又桓武天皇の條に、此外男女皇子十九人
 畧之、嵯峨天皇の條にも、此外男女廿四人略之、文徳光孝等、いづれも
 省けるよし記し、崇神景行を、上りたる世の御子等をばいたく省
 きて、僅に三柱四はしら許りならでは記さぬ事は、素より皇子皇女

の數々、委しくせむこには非ざる故なるべし、按ふに、此の書は、公定
 公の撰まれし分脈の首の卷にて、まづ天皇の御世繼の大凡を著は
 し、むねとは、皇別諸氏の起れる源を知らせむ爲のものなりけむ、其
 は上にいへる如く、其の記しざまにて明らかあるを、刊本大系圖に、
 宣胤卿のものせし帝皇系譜を以て代たるは、系譜の小書、大かたは
 紹運錄に同じくて、皇子皇女の數の紹運錄よりは、こよなく多けれ
 ば、便よしとして、のわざなるべけれど、さては、分脈の卷首に置たる
 も、その詮なかるべし、されど、本のさまをも失はじとにや、卷の始に
 聊なれど、原文をとめてたるにて、今にありては、原書の趣を考ふる
 に、いこよき證とはせらるゝなり、帝皇系譜は、普通の系圖に、他の書
 をもて、小書せよしにきこえたるが、其の小書の紹運錄に似たる
 は、固より此の書によれるにや、はた此の書も、さるさまなる古きも
 のありて書けるにや、今さだかに云ひ難けれど、かにかくに系譜の
 小書は、紹運錄より後のものなる事は、宣胤卿の系譜の奥書、右帝皇

系譜自室町殿被書之時中書也、但小書等以他本書之未終書寫之功、時長享二曆季冬清書、翌年春季春中旬進之、亞相藤原宣胤にて明なるを、かへりて帝皇系譜に、紹運錄の題號をおはせしものと爲るは誤れり、素より同書には非ざるものをやと云へるは、委しき考なりと謂ふべし、然れども猶いまだ盡さざる所あれば、聊其の由を論はむ、帝皇系圖の今世に傳る本は、吹上文庫本、一卷あり、此は其の體紹運錄と大概同じけれども、最初を人皇と掲げて、神武天皇より始めて、正親町院天皇までを記せり、また、日本皇帝系圖一卷あり、是も亦、神武天皇より始めて、後醍醐天皇までを記せり、但し此の書は、歷朝の天皇の正系のみを記して、皇親を記さず、また、前田侯爵家の藏本に、帝王系圖一卷、彰考館本皇胤系圖に同じ、但し皇胤系圖とは、彰考館にて認定めて、如此題號を改めたるなるべし、また系圖の體をも改めし爲に、誤をも生じたり、是も亦、上の二系と同じく、神武天皇より起めて、九條帝(仲恭天皇)までを記し、皇親をも記せり、殊に賜姓と出

家の親王、諸王の名を、朱を以て書けり、總べて父母を記せれど、履歷を記さず、蓋し、宣胤卿記に、帝皇系圖と云へるは、此の類の書なるべし、紹運錄は、南都の實嚴の本、親長卿の本、吹上本、楓山本、岩倉實相院本、宗建卿の本、壬生本、村上本、水戸本、菅氏の上に云へる本に非ず、宗建卿の本と全く同じく、本朝皇胤紹運錄略と題し、後光明院天皇までを書繼ぎたり、然して、親長卿の本の奥書に、文明十六年六月十六日終書寫之功、以中院一品通秀左大史雅久宿禰等本引合彼是云云、按察使藤原親長とありて、開卷の首に本朝皇胤紹運錄天神七代云云、楓山本、梵舜本、壬生本等同じとあり、卷中朱にて書加へたるは、通秀卿并に雅久宿禰の本なるべし。その朱書の文を、本文に合する時は、殆ど、諸本の紹運錄と同じきものなり、殊に、宣胤卿本の長享二年より五年前にして、實隆公の文龜二年より十九年前なり、然れば、伴翁の紹運錄と顯せしは、後人のわざなるべく云はれたるは、非なり、また宣胤卿の本(梵舜本、宗建卿の本等)に、天神七代、地神五代の系の次に、本朝帝皇系譜の字あるは、此

184
2
21

より帝王系譜を主とし、紹運録等圖書加へし意なるべけれど、甚混
らはしき事なりけり。斯れば、宣胤卿本の本朝帝皇系圖と記された
る前の、神代系圖のみをニ運録と云へしと云ふ説は、非なる事論な
し。また、塙保己一叟の群書類從に收たる本は、親長卿本、實隆公本の
種類なる紹運録あれば、故さらしに、帝皇系圖の名を刪れるが如く、論
はれたる伴翁の説は、なかくに非こそ云ふかりけれ。此の書は、
皇系に關するものゆゑ、煩しきを厭はず如此辨ふるになむ。

己亥叢說上の卷終

